

# 穢多驅騷動記

仲 村 研

ここに紹介する史料は、『穢多驅騷動記 全』(和綴じ本、以下同じ、便宜上Aと呼称す)、『穢多驅騷動記 後編』(Bと呼称す)、『瀬黒三稿』(Cと呼称す)、『瀬黒小記』(Dと呼称す)の四点があるが、そのうちのA・B・C三点を紹介することにした。

これららの史料はいずれも大徳子龍と名のる人が精力的に蒐集、編集したものであることは、各史料のあとがきで判明するところである。大徳子龍氏がこの問題に興味をもちだした理由は、いまのところ判然としないが、Aのあとがきにもあるように、明治中期に筆工に依頼して「下川原市場辺の人の蔵本」と「市場山崎一平所蔵本」を筆寄せしめているのであって、以来、大正末年までこの騷動記の異本を探求し、これをAと校合して文の抹消と補筆を繰返し、A II「下川原市場辺の人の蔵本」と「市場山崎一平所蔵本」および「長瀬宮寺故村長藏本」との校合の結果、編集したのがDであると考えられる。そのためDは大徳子龍氏の編集意図が濃厚に挿入されている形跡があるため、誤字が多く、かつ理解に苦しむ箇所が多々あるが、ここではDの原本としての意味を

もつAを紹介した。またCは大徳子龍氏がDをまとめたためのメモと事件の顛末を記したものと考えられ、またCのあとがきから、筆者大徳氏はこの事件について現地調査を行ない、丹念に聞きこみまで行なっていることが判明する。

昭和四十年秋、事件の発生地である埼玉県入間郡越生町、同郡毛呂山町長瀬および物見山岩殿鏡音へ調査のために赴いたが、現地にはこの事件についての記憶がほとんどない。ただその折の収獲は川越市史編纂室の岸伝平氏から大徳子龍なる人物についての談話を伺つたことである。岸伝平氏よれば、大徳子龍氏は同郡坂戸町森戸の人であつて、聖謹院派修驗道の山伏であるとともに神官を兼職し、大我学舎という私塾を經營していたが、人望あつて当地の農業会(産業組合?)長に推され、部下の汚職のために破産に追いつまれて不遇のうちに昭和初年に没したことであつた。しかし、岸氏より何故に大徳子龍氏がこの問題の調査に執心したかを、お聞きできないのは残念であった。

『穢多驅騷動記』の事件は近世未解放部落史上、未解放部落側と権力の動員数、対立の深刻さ、未解放部落民の大量虐殺と

その方法等の点からいって屈指の大事件であると思ふ。しかし、この問題を部分的に紹介した研究は、大徳子龍氏もCに引用しているように、高橋貞樹（日本共産党創立当時のメンバ）、水平社運動の理論的指導者の一人の『特殊部落史』（B判、三〇〇ページ、大正十三年五月発行、発行所京都市更生閣、初版は直ちに発売禁止、同年十月改訂版として再版されている）あるのみである。

ここに紹介する史料でこの大事件の全貌が明らかになるとは思わない。史料は案外入間郡一帯に限っているかも知れないが、とりあえず、ここに紹介する資料から事件の底の深さを読みとつていただきたい。

## 二

事件の発端とその経過については『瀬匪三稿』の「小匪日誌」稿に、大徳子龍氏が要領よく整理しているが、いまここではその経緯のみを簡単に紹介しておきたい。

天保十四年癸卯七月二十一日、武藏國入間郡長瀬村穢多辰五郎が同郡越生今市町日野屋喜兵衛方に売り残りの鼻緒を売らんとして、悶着が惹起したことと端を発している。翌日の辰五郎等五人の報復乱入、八月五日には越生町二十九人が、辰五郎はじめ七月二十三日に日野屋喜兵衛店に乱入した穢多を捕えんとして、逆に竹槍等で武装した穢多に包囲されてしまった。その間、近在の村惣代名主は協議して辰五郎等を関八州取締に訴え、穢多も浅草寺左衛門方へ応訴の願書を提出した。八月十一

日にいたり、関八州取締園部團（彈）次郎は近在の農民三百人余を召集し、鎗炮三十五挺でもって、これまた近在から長瀬村へ馳せ参じた穢多仲間六百人余を弾圧し、二十三カ村の穢多二百五十人余を逮捕した。同月十六日には事件後の警戒体制を厳重にし、五十六カ村の人夫八百三十余、鎗炮百挺余をもって事件の再発に備えた。そして取調方預りとなつた百三十九人のうち、九十七名の囚人が七百人に護衛されて江戸送りとなり、八月二十六日から取調べが開始され、事件発生の翌々年、弘化二年乙巳四月最終の判決が下るまで継続された。その間、小刻みに判決が下つたものが多数にのぼるが、ほとんどのものが獄門・死罪・重追放・江戸払・敲のうえ中追放・所払・押込・手鎖・小頭役取放、叱の有罪を申渡され、うち半数が監禁中に死亡している。このことは『瀬匪三稿』の表に記載されているが、死者者五十八人のうち四十九人が牢死となつてゐる。その牢死は九月十六・十七日に集中しておき、これは高橋貞樹氏も『特殊部落史』で指摘しているように、明らかに毒殺したと判断される。『瀬匪三稿』で大徳子龍氏も「帰村被差許タルモノニシテ、後ニ死者ヲ出ス、是亦牢死ニ準スルモノニシテ、放免ノ前夜ニ一服ノ鴉ヲ賜ヘルモノ故ニ、孰レモ日ヲ同フシテ多ク斃ル、モノニシテ、其牢死ニ比スレハ、罪一等ヲ減セラレタルモノ、観アリ」と、釈放帰村後死亡したものが、釈放時に鴉毒を飲まされたことを指摘しているが、これは釈放・監禁の如何にかわらず、獄門から手鎖の判決を受けたものまで虐殺したこと

料を物語っている。

かくして事件発生後、約一年十カ月後に、まさに悲劇的な形でこの事件は結末をむかえたのである。

### 三

先述のように、この事件は天保十四年七月一十一日に惹起したのであるが、しかし、「穢多騷動記」の筆者は事件の起る前提条件として穢多による岩殿山千手觀音への天水鉢奉納一件をあげている。すなわち、事件の前年、天保十三年壬寅三月、武藏国村々の穢多が「仲間一統心を合せ」て同國比企郡岩殿山千手觀世音の宝前の左右に天水鉢を奉納し、その折に講中を組織している穢多たちが団結を申合わせたことが、この事件の間接の原因になっているというのである。この事實を「穢多騷動記」の筆者はその序で「宝前の天水鉢に姓名を記する事、末代までの穢れ故に、当災難を引譲しと、是則觀世音の御咎め疑ひなし」とい、事件の悲劇的結果を觀世音の罰と断じている。

この筆者の偏見はともかく、事件の発生を岩殿山における穢多たちの団結と連結したのは意味がある。かかる穢多の連帶意識があつたればこそ、権力は七、八百人の人夫を動員し、百挺の鎗炮を準備しなければならなかつたのである。その連帶性は講中という宗教的な形態をとっているがその背景には交通労働者としての、あるいは養蚕業を媒介としてプロレタリア化する穢多の連帶性があつたのではないかと思う。この点は今後の研究に待ちたい。

またともに重追放の判決を受けた長吉、貞右衛門の言葉のなかに、彼らの考えが部分的に表現されていて興味深い。すなわち、長吉は「此騷動は江戸始ツテ初メてとあれば、是日本一之騷動也、其騷動ニ發頭人と目立られし處ハ、千両道員我々共冥加に叶し處也、考ケ度死ねハ二度とハ不死、一命を捨る時ハ本望也」とい、貞右衛門は「下司下臈之身分なれとも、こっちにも荒神様があり、我々蟻のおもひも天に昇る、此恨ミいつかはらさで置べきか」といったという。これらの言葉は一人の背後につれて支えている多くの穢多がいなければ吐けない言葉であり、「此恨ミ」は個人的なものではなく穢多全体のものである。しかし、七月二十二日発生以来八月十一日まで二十日間で彈圧されたこの騷動には、権力の壁の厚さもあるところながら、淺草彈左衛門を頼らなければならず、これを拒否されて自衛に立ち上り、おしひしとがれていた彼らの団結には、「百姓一揆一般の弱さがひそんでいるように思う。明確な団結と闘争の原理がすくなくとも四点の史料からは窺えない。

以上、簡単に史料の解説を行なつたが、そのほか、穢多と農民・商人との矛盾のあり方、権力の分裂支配の実体、淺草彈左衛門の本事件に占める位置、穢多の連帶性と背景の社会的経済的条件、この騷動と百姓一揆・うちこわしとの質的差異等々、この史料で検討すべき余地が残されている。これらの問題点の追求を通じて、この史料が未解放部落史研究に資すれば幸いである。

凡例

一、変体仮名はすべて平仮名に改めた。

一、漢字はでかけるだけ異字・俗字等原形のままとした。

一、文書が虫損で解読不能のものは、□をもって示した。

一、「」と( )は大徳子龍氏の緑墨と朱墨の校合記入であることを示す。

一、々々は抹消を示す。

一、改頁は」で示し、頁数は算用数字を附した。

穢多驅騷動記 全

穢多驅騷動記

岩殿山に天水鉢奉納致事

附穢多仲間議定取究之事

堵も雖佛神之祈禱尊ト、放而物を不言いわざれば逆、不淨を行ふ時は忽ち難苦難病種々様々之災難事なり、仮にも穢れ不淨ハ可慎事也、坂東十番武藏国比企郡岩殿山千手觀世音は實に難有尊像、諸人の知る處、因茲當國村々の穢多共悉く增長して、仲間一統心を合セ。天水桶の形鑄にこと寄せ、宝前左右に建立致し、天保十三年壬寅三月吉日(辰)を撰し、右之講中不残出会いたし、先奉納之儀首尾克相済、目度一杯と酒宴を催し、何れも酒

「驅騷動記」序  
針程の事棒程に發し、「て」「みる」説程のもの成程と思ふと、穢多の奉納、是宝前を穢シ、其天罰を蒙り、かゝる騷運を起し、一命を失ふハ己が身の莫きを知らず、貴家より沾出しだる筆も、一度穢多の手にかかるは、其皮穢(ひ)て民家の掃溜に捨るなり、况哉宝前の天水鉢に姓名を記し事、末代までの穢れ故に、当災難を引請しわ是則觀世音の御咎め疑ひなし、因茲見る事、聞く音を書集め、木に竹を接て十四巻に綴りぬ、  
甲辰のとし  
はやしのかねに述  
〔極西堂記〕

ハ、此度之奉納ニ付、村々仲間中ケ様に相寄事なし、爰にて壱ツ議定致事なり、此上如何やうむつかしき義出来致ス共、一連可致旨申けれハ、女影村辰五郎申けるハ、成程此仲間于今入用に割合心得は、何程<sup>4</sup>掛り致共聊之事也、左程多分懸る騒動も有間敷なそと人ミ助言申ける、兎角威勢の克ミきものゝ言ニ隨ひ、皆一同承知之上、此外之村々仲間に折節を以、一連可致旨為申聞連印可致、若否哉申村者、相除くへき旨、拾八ヶ村之穢多共集り、議定取極シ社騒動之程蒼なり、既に其日も西山に傾きけるにや、茶屋ムクの雜用拂ひいたし、夫々に暇乞して立歸りける、

## 第貳卷

岩殿山觀世音ハ通夜致事

—5—

災難事出来致スなり、予ハ當山觀世音の使なり、諸方もの共へ見せしめに、尊像ミあたうる處なりと被申、其身ハかき消、如元立去りける、斯而兩人目を覺シ、他言を禁て、翌十日の朝又ミ尊像に拝禮いたし帰り道にて、兩人右之趣かたり合しに、何れ同断なる故、扱はと點頭、先爰にて一ふく可致与途中にて暫く休ちひしが、此兩人日ミ何事有哉、何事來るかと朝夕おもわぬ事ぞなかりける。依之村中相談之上、於岩殿山護摩を焚、七日の日參替りくいたしける、兼て二人のものともハ災難の來ル事を知て、七日の日參終て余り難有御告なりと、又も老翁來臨したまふ哉と、右の兩人申合せて岩殿山御堂ニ通夜いたし、何卒此度之災難を遁したまへと<sup>5</sup>一心に伏誓シ、今哉老翁來臨したまふ哉と眼もやらす、暑をいとへ蚊を凌ぎ、夜は深更に及べ共、老翁未タ不來、尤内陣にて足音致事度ミ有、良有て老翁とおぼしきもの來り申けるハ、其方共再應通夜いたし無事を祈る、依之其難を遁すなり、予ハ當山不動明王也と申て消失ける、是信心の徳を得たりしと也、

うち詰の道さへ除く穢多なれバ  
附老翁物教へいたす事  
土地のけがれは深き奉納

と月浪氏の詠しきる、去ル程に七月九日石坂村之穢多ども一人、岩殿山觀世音ハ通夜致シ<sup>6</sup>けるに不思儀なる哉、其夜八ツ半、少く間眠みしに、夢とも現ともなく白髪の老翁老人顕れ被申けるハ、其方共奉納仲間為善非善前を穢し、因茲仲間一統

## 第三卷

寶前をけがす天水鉢ゆへに  
不遙<sup>ムカシ</sup>

當災難のきたるとぞしれ

長瀬村辰五郎騒動を起す事  
附八州御取締に御願申上る事

爰に壱ツの騷動有、其濫觴を尋るに、天保十四年癸卯年也、江戸淺草弾左衛門支配内武筋入間郡長瀬村辰五郎、当七月廿二日七ツ時ニ同州同郡越生今市町ニ下駄の緒を持参いたし、沾殘り十八是有之い處、日野屋喜兵衛方に立寄、<sup>10</sup>右之疊商ひ申度由言ければ、喜兵衛方ニ而は買取不申い故、外之市人直段に相掛りい處、直段格別異隔いたし、右辰五郎惡口雜言を申ける故、喜兵衛方ニ而捨置難く、引出し村番非人方に申付ケ送り遣しの處、辰五郎村方へ立戻り、仲間相談致し、其夜九ツ時に至り大勢罷越、外より戸を打き、惡口雜言を申立戻り、翌廿三日四ツ時辰五郎先立ニ而萬藏・茂吉・六之丞外堺人、右一条ニ付四人連來り、喜兵衛方へ押込、以之外暴れ狼藉之躰、因茲テ<sup>11</sup>上野村平左衛門立入異見いたし、村方番非人小屋迄被引取、其段喜兵衛より願出いニ付、非人ヲ以長瀬村穢多呼出しの處、萬吉・林藏両人罷越、当役ニ而取調い所、穢多共越度無之、却而喜兵衛方ニ越度有之趣にて一同召連レ引取申い、右二付弥難捨置、追々願出いニ付、組合村々穢多御廻文を以申達シ、廿三日夕方ち着之上相談に相成ひ得共、評儀區々にて漸々一聞いたし、願人喜兵衛・村役人又作・大惣代上野村音次郎、右之三人廿九日出立いたし、内藤新宿<sup>12</sup>御廻村先に向き止宿いたし  
處、御廻村無之付無據淺草堀田原富田鏡之助様御宅に罷越上り處、御取上ニ相成、小川町源次郎・亀吉兩人召捕被仰付、御状御渡に相成、八月一日 御評定所に罷出、其暁江戸表御出立にて、上州太田宿より段々南筋御廻村之趣被仰聞、三人

之者帰村いたし申い、最組合村々集會之節、黒山村出入之穢多壱人、龍ヶ谷村出入之穢多長瀬村小頭与兵衛兩人方<sup>13</sup>、黒山村名主隆助・龍ヶ谷村名主應<sup>14</sup>、穢兩人より長瀬村要石衛門方に書面を以テ申遣い所、右兩人早く召連要石衛門一同罷出いニ付、於法恩寺ニ内々利解為聞申い得共、一向取用ひ不申、無拠其儘差置、然ル處、一件相分りい迄は穢多ども一統市場出入差止い旨、長瀬村地方役人に相断い處、穢多共申いは、當人共儀は勿論村方一同差止い義、何共難心得旨申ニ付、八月四日御取締富田鏡之助様之御手先小川町源次郎・勘次郎・専吉兩人罷越、<sup>14</sup>御談合之上、毛呂本郷に罷越、當役八郎右衛門方に着、長瀬村穢多辰五郎外三人之者共罷出處ニ、六之丞堺人罷出いニ付、其場にて召捕、今市町迄御引取之上、繩取二人、勘二郎殿三人ニ而小川町に引連、同日夜に入、右專吉・如意村弁之助、今市人足三拾人差出シ、長瀬村穢多茂吉宅罷越相尋い所、右三人之者共老人も相見ひ不申、其中に當人萬藏伴直藏老人相見ひ、召捕に相成取調之内、穢多共大勢取巻老人も其場を出シ不申、茂吉宅に捕子ニ相成ひを、是全穢多共之心得違故にてかゝる騷動とは<sup>15</sup>なりにける。

第四卷

越生町廿九人之者捕子に致事  
附長瀬村之穢多弾左衛門に訴出事  
贋役と侮る上八人足も

とりこに成てこまる銘々

長四郎内 治郎吉 伝左衛門召仕  
法恩寺店 藤四郎 利右衛門店  
宇之助召仕 佐平次  
利右衛門伴 磯五郎 佐右衛門店

市左衛門 喜右衛門  
伊之助召仕 市太郎 千代松店

久兵衛 彦右衛門  
安五郎 李右衛門伴

久左衛門伴 新和角  
与友五郎 長次兵

久兵衛 安五郎  
甚左衛門 李右衛門伴

上野村  
如意村

小川村 専  
弁之助 弁之助召仕

追々穢多共相集り、六拾人余取巻、木太刀・六尺檣其外竹槍等  
を檣ひ、依之人足之内八人逃去、残り人數は一同取まかれ、尤

穢多方にて右之者膺役与心得ひ而、此者ハ今市者共哉申、萬吉

・豊吉・奇次郎・林蔵、右四人頭取といたし、六十人余之もの  
共一同にて今市村之者共皆殺<sup>18</sup>可致与申、人足之内藤次郎ニ手  
初め(ニ)打掛け處へ逃人足立戻り、弁之助其場に立入御用  
ニ付神妙(ニ)可致旨嚴重に申渡シけり、因茲手出差扣、此奴

等は皆殺可致杯と頭取(の)ものども申ける、依之廿九人之者  
悉く困窮ニおびい處、同月五日萬吉・豊吉・奇次郎・林蔵、  
右四人江戸表に出府いたし弾左衛門方の願書認メ申上ひ、其文  
言に曰、

一武盈入間郡長瀬村萬吉外三人之者、一同奉<sup>19</sup>申上ひ儀は村方  
幸七不如意ニ付行立不申、依之親類共仲間之者申合、相續講  
可仕旨相頼申處、一同承知之上、當八月四日相續講取立會  
合仕ひ所、同盈同郡越生今市村之者ども廿九人名前は不存ひ  
得共、右會合之場所幸七方に押込、會合之金子八両<sup>20</sup>式分奪取  
い處、外より戸ヲ立切、右廿九人之者捕置ひ付、乍恐此段御  
届申上たてまつりひ、何卒以御慈悲ヲ右之始末宣敷よぶ御  
取計被下ひ様、偏ニ御願奉申上ひ、已上、】

八月 日

願人 萬吉  
同 豊吉  
差添人 奇次郎  
同 林蔵

御役人中様

斯而四人之者共は、右之趣彈左衛門役所に罷出願之趣申上けれ  
ハ、弾左衛門より被仰ひは、其方共<sup>21</sup>願之趣不届也、右一条越  
生町役人方ニ相届ケル哉と御尋子有之ひ得は、萬吉申上ける  
ハ、御意ニ御座ひへ共、御役所様御下知頂戴之上令存知、未越

生町に相居ケ不申ル与言上いたしけれハ、則譚左衛門手代小鹿野郡右衛門申けるハ、此度之願相手方ハ御百姓なり、一旦越生町に届ケ、其上役人方之下知ニ可任處也、御百姓方大勢徒黨いたし纏の金子見掛け可參いわれなし、此儀分明也、定而其方共不法之筋有之べし、此方々御百姓方へ手入致す<sup>22</sup>事作法にならず、相手方を等閑、上を輕め出訴致ス段不届ニ付、願人不殘牢舎申付る者也、高聲に被仰渡、誠に霍の壱声皆平伏致縛付入牢いたしける、

## 第五卷

驅動ニ付穢多仲間ニ通達致ス事

附捕子之者不殘歸村致ス事

<sup>23</sup>

斯とは不知、八月五日右之始末諸方之穢多<sup>24</sup>仲間石坂村友右衛門方ニ使者を以、右之趣通達為聞申けれハ、友右衛門申けるハ、御両所御出之處御太儀千萬なり、然る所此度之驅動義風聞に承りニ處格別法外也、勿論、前々一連之議定ハいたし得共、私拘中ニ落ざる時は一味仕ル事延引なり、尤見舞等ニは可參ひ得共、右之趣、帰村の砌り御咄シ被下ル得と使者に申渡シ返し(ける)、

一心にいのる誓の印シには

觀音

<sup>24</sup>

夫より元宿・引野・松山・大里郡和田村・埼玉郡町谷村・足立郡伊谷名村・同郡名戸村不殘通達ニおよび得は、日外岩殿出

會之砌り議定致せしム夏なり、今此時を得たりと夫々文度いたし、諸方より馳付、中に剛惡和田の長蔵、当年六十五歳ニして、此事承り我老番と手下引連れ、其身ハ馬乗致し、飛道具・竹鎗・木大刀を為持、長瀬村に馳付様子類に彼是致す内、穢多共うちこぞり五百人余り相集り、先村内之出入(之)往還を<sup>25</sup>防ぐへしと鎧・銃炮を構ひ、八百役人生捕たりと高聲に呼わつたり、是天下之御用人に敵對は甚タ強法の始末故、廿九人之も悉く困窮致し、此上彼等放火可致とも難計、其上ハ廿九人にて鯨波を揚べくと相談致せし事なり、如何にも心細き次第なり、又ハ股引・脚伴にて壹尺八寸の脇差ヲ帶シム者五六人來り、此組之穢多(共貳拾)四五人川越組ト見えたり、それに引き続きて北廣谷穢多三箇村ニ而貳百四人手道具番付二百四番迄有之由<sup>26</sup>馬に附送りしと也、因茲、御取締畠田鏡之助様熊ヶ谷辺御廻村之由、村方平左衛門・佐右衛門兩人五日之朝出立いたし、又ハ儀兵衛・上野久八追ニ御注進ニ罷出ル得は、翌六日ニ上州太田宿御出立にて同日戌之刻に越生町に御着被遊、長瀬村穢多小頭並重立者御呼出し處、小頭右衛門・長吉・林七罷出ル處ニ、當宿間御性名ハ不存<sup>27</sup>ル得共、廿九人罷越、右幸七小家故隣家茂吉宅を借り會合仕金子八両貳分相集メ置ル所、右廿九人之者押入奪取申ル、此義如何御亂被下ル哉、御下知に依テ右之人數可差出哉、我等壱人にてハ難計仲間相談之上差出

シ可申と言上致シける、依之錠之助様（被仰けるハ）其方共之申通り此方之耳にも入れる有、廿九人之者共呼出シ逸く（一）吟味いたし、其方共と一連並置捲問可致旨、其方仲間にて弁舌相分りぬ者四五人召出し掛合之上、右之金子調達を致、其上書付等<sup>28</sup>可為致旨、此趣仲間相談を早速可申達と被仰渡、若ト先帰村被仰付、同七日又御呼出シ被成御利解之上承知伏仕囲（を開）きぬ旨、同人共御請申上ひニ付、今市村・上野村・如意村役人共長瀬村に罷越引取可申旨被仰渡ひニ、今市村市郎兵衛上野村役人・如意村役人其外越生（町）・毛呂本郷西村之寄場大小惣代之立會、本村迄引取ひ處、近村より人數差出しひは凡千人余も罷出引取相成り、先是にて家内之者も一同安堵いたしむける、<sup>29</sup>

## 第六卷

## 富田錠之助様御呼出（御吟味）之事

傍も富田氏之智謀にて廿九人之命を教ふ計略なり、人々是に恐れけり、然上者富田様にも皆々帰村為致ひ得は、壱ト先安堵被遊ける、同八日園部彈次郎様内藤新宿を御出立にて、中野田無村始飯能高鹿辺（迄）御道筋數ヶ所（村）百石ニ付人足五人宛御手當ニ、御着凡人數千人余御召連長瀬<sup>30</sup>辺迄御越被遊、同村役人より捕子之者引取ニ相成ル趣申上ひニ、人足一同村方に止宿被仰付置みて、富田氏に對面之上内談いたし、同十日早朝に長瀬村穢多共十五才より六十歳迄不殘可罷出旨被仰渡ひ處、

林七其外三人越庄町會所に罷出居ケ申上ければ、富田様被仰けるハ、今日之召狀之義は十五才より六十才迄之者不殘罷出いゝ）吟味いたし、其方共と一連並置捲問可致旨、其方仲間にて弁舌相分りぬ者四五人召出し掛合之上、右之金子調達を致、其上書付等<sup>28</sup>可為致旨、此趣仲間相談を早速可申達と被仰渡、若ト先帰村被仰付、同七日又御呼出シ被成御利解之上承知伏仕囲（を開）きぬ旨、出方共計りにて罷出ひ哉と御尋有之得趣ニ由遣シム所に、出方共計りにて罷出ひ哉と御尋有之得は、林七申あげひは、昨日御引合之由我へども<sup>31</sup>四人御居ケ申上ひと申上ければ、富田氏被申けるは、昨日一条之者共哉暫く控へ有べしとて又レ弾次郎殿と内談いたし、双方御呼出しにて穢多ども名前一々御書留被成ひ而、廿九人之内四人宛可罷出旨被仰付、素人四人・穢多とも四人林七・三郎・与兵衛・九右衛門・尤穢多ともハ跡に並び平伏いたし恐れる、時ニ錠之助様被仰ひは、當町廿九人捕子之者、其方共義去ル四日之夜大轟徒黨いたし、長瀬村幸七宅に押込相續講之金子八両貳分奪取ひ趣<sup>32</sup>彼等申ニ付不届之始末有狀ニ可申上ひと左も權柄に御呵り有、町内之もの乍恐奉申上ひ、私ども大勢長瀬村に罷越ひ趣有鉢奉申上、去ル七月廿三日長瀬村之もの共四人連ニ而當所喜兵衛宅に押上り見世前之商ひもの投ちらし悉く暴れ罷帰りひニ付、右之趣長瀬村役人被相居ケ置ひて、御出役旁御願御相談之上、右之者共四人者共揚捕可申積り、繼之金子を見掛け越生町之名目を穢し可參儀無御座ひ、此段<sup>33</sup>御察し被下、爰に罷居ひ者共如何よふ申上ひ共毛頭相違無御座ひと言上ひたしけれハ、富田様被仰ひは、長瀬村之もの共町内（の）ものハ今其方共へ（も）聞通り、繼之金子を見掛け可參謂れ無御座ひと申ける、此時四人のものども一言之儀不申ひニ付、町内之もの御赦免にて又は町内四人御呼出有之、其方共義去ル四日長瀬村幸七方に罷

越、相續講之金子八両貳分奪取ひ趣彼等申ニ付、不届之始末有  
跡に可申上と被仰けれハ、四人之もの共口を<sup>34</sup>揃て申上ひは、  
乍恐言上奉申上ひ、去ル七月廿三日長瀬村之者ども當所喜兵衛  
宅に押上り悉く暴れ狼籍仕ひニ付、右之趣長瀬村役人に相居置  
ル而御出役人旁御願御相談之上、右四人之もの共搗捕可申積  
り、中こ以金子之儀など存知不寄、御吟味を奉恐入ひ、右一条  
之義者、何程之御吟味を請ひ共聊相違無御座いと申あげけれ  
ば、是にて事相分り皆々赦免にて立去ける、其後穢多どもに申  
けるハ、其方共儀何様心得ひ哉、一言之儀不申段者を<sup>35</sup>「不心得、  
其方共義偽りこれあるよし不届ニ付、上意を以テ繩に懸るもの  
やと立もありなき次第なり、

## 第七卷

長瀬村穢(多)ども飯米ニこまる事園部彈次郎様村く穢多駆致事

扱此騷動ニ付、十里四方之穢多仲間徒黨之人数凡六百人余、食  
事は五軒之穢多より焚出しし<sup>36</sup>「壹飯ニ付白米三俵余を申故に

一飯ニ三俵つみの焚出ししで  
大汗流せ長瀬むらの穢多ども

若斯にて長瀬村の米穀早速喰入、因茲近刃之穀問屋にて買取可  
申と銘こ馬乗出しし活出しし得共、何方の問屋二而も、右騷動之  
飯米を知る故活出しし不申い故、飯米に追れ無理皆ぢりくに帰  
りける、扱林七三郎・与兵衛・九右衛門義者、於會所に御召捕

に相成、又々御手當二而村方上野野<sup>37</sup>如意村・黒岩村其外近村二  
百石ニ付人足十人之差紙にて、御手先一同捕手之者曝の轡を掛け、鉢巻毫手の支度御免にて、長瀬村穢多共に踏み、十九人召  
捕、同十一日未明より御大將園部彈次郎様騎馬二而、村方組合  
村くより人足三百人余鎌炮三十四挺、其外手道具にて御召連、  
厚川村に罷越ひ處、道之傍二年の頃四十計りの草茹獨、穢多駆  
之事露知らず、此跡を見て既に逃むとする故、人足のもの一聲  
を掛け、其元義者厚川村之者成哉をと咎めけるに、彼男申い者、  
私ハ大塚村之百姓也と申ける故、其儘に

穢多駆に出て艸刈を咎めれば

とがなき故にかまほざりけり

斯讀待りて、厚川村之穢多ども御召捕、夫より女影村に趣む<sup>38</sup>之處、男ども見へざるなし、

女影もおとこのかけも見へざるれば  
戸棚を明けてさがすおかしさ

<sup>1</sup><sup>39</sup>

隠れ居留る穢多共御召捕、それより人足之者へらし「村くにて  
加勢を殖し」、入間川村・中野・今井・藤橋村く之穢多共御召  
捕被逐はり而、扇町屋ニ御止宿にて、翌日人足一同越生町御旅宿  
に御引取ニ相成、翌十三日富田様上辺に急用出来いたし御出  
立被逐はり、同九ツ時頃御取締高橋三蔵様御着にて、追へ御調に  
相成、同日夕方ごろ四人人別之村方に御預ケニ相成申い、同十四  
日川越御領分之穢多共不減御當いニ而、御自付貰人同心差添、囚  
人拾人御立二而御取締に<sup>40</sup>「差出しニ被成ひ、又候高橋三蔵様を

仰渡有之、石井村寄場三而人足ヲ差出し、高坂・引野・松山辺  
石波戸村々之穢多共追々召捕へ越生町に相送り申ひ、其外御  
召捕ニ相成り村々左之通、

## 第八卷

村々囚人人数書之事  
村々人足人数書之事

長瀬村  
同江戸二而

鹿女影村  
中木山村

貳拾三〔貳〕人  
四拾六人<sub>41</sub>

今井村  
藤橋村

厚井村  
中木山村

入間川村  
高坂村

和名川村  
高坂村

片柳村  
小平村

前田村  
小平村

石坂村  
坂村

只ひとり浮世の義理にしばられて  
苦勞もあらぬ重郎の穢多

十三ヶ村ノ百七十七人

石波戸村

和田村

松山村

柏原村

小坂村

山谷村

安生老村

引野村

廣野村

田村

十箇村ノ七拾五人

廿三ヶ村ノ貳百五十貳人

ぞんざいが過ておかみへ御苦勞を  
な今まで掛る御出役人

右川越御領分御召捕の分、御取締ニ御引渡ニ相成、又々十五日

江戸表御出立にて、中山誠一郎・大熊左助様中富村ニ御意之  
趣、内蔵新宿之御役人より御先觸着、同日同所御出立、入間川  
高萩宿<sup>45</sup>より當齋迄御繼立に相成申ひ、同日九ツ時に御着被遊  
い、村々御手當人足々越生町に相詰候人数左之通り、

壹五十一人  
八貳四七十五人  
壹十一人  
壹十一人  
人<sub>43</sub>  
人<sub>44</sub>

一人足三十人  
一人足十人  
一人足二十人

同貳挺

成瀬村  
黒岩村  
上野村

鎌炮五挺

穢多驅騷動記(仲村)

人足廿人													
人足廿人													
人足廿人													
人足廿人													
人足廿人													
人足廿人													

同 鐃炮臺挺													
三挺	三挺	二挺	五挺	五挺	十一挺	五挺	七挺	三挺	四挺	二挺	三挺	一挺	二挺

竹井村	閔堀村	馬場村	赤沼村	今宿村	番匠村	須原村	麥山村	堂山村	大月村	上谷村	黑山村	大間村	龍谷村	泉井村	熊山村	如意村	小杉村	古池村	和田村	鹿下村	津久根村
48																					
																					46

人足廿人																					
人足廿人																					
人足廿人																					
人足廿人																					
人足廿人																					

同 四挺	同 豈挺	同 六挺	同 六挺	鐵炮二挺	鐵炮二挺	同 二挺	同 一挺	同 一挺	同 二挺	同 四挺
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

下河原村	権現堂村	宿谷村	滝之入村	阿諏訪村	大谷木村	葛貫村	平山村	小田谷村	馬場村	掘込村	前久保村	毛呂本郷	高之倉村	瀬戸村	桃木村	小用村	西戸村	大豆戸村	奥田村	田中村	大橋村

右之通り組合其外村々旁今市町へ詰切、宿 <sup>52</sup> 所を定、目印の轍	大類村	市場
りを立、提燈に村名ヲ印、鉄炮數挺は右に印、其外竹鎗等持運	川角村	長瀬村
ひ、用意嚴敷、村々人足番追々相当り、是より中山誠一郎様	大久保村	貞右衛門
・大熊左助様御両人にて替りく御吟味也、尤穢多共の食事町	欠之上村	新治
内にて持運ひ、銘々相渡し、後々は穢多共、本村之者共より食	成願寺村	磯五郎
事為致ける、又候御同役駒崎靜助様内藤新宿にて、追々御吟味	若林村	勇次郎
之上、御赦免ニ相成る者共、夫々御引渡しに相成り、十八日同断	泉井村	菊二郎
にて村々始末書差出し、翌十九日ニも同断、夫々御赦免 <sup>53</sup> 相成		貞五郎
い者共に之、御差し出に相成る分者、穢多共本村へ縄籠被仰		九右衛門
付候、同廿日、同断廿一日明七ツ時御出立「被成」 <sup>54</sup> 而、中山		忠文
誠一郎様江戸表迄御越被遊、穢多囚人御差出並村預ケに相成		常吉

れ、村所名前左之通、

貞五郎	留五郎	勇次郎	菊二郎	貞五郎	新治
九右衛門	忠文	常吉	貞五郎	磯五郎	磯五郎
喜十郎	音五郎	貝藏吉	九右衛門	忠文	忠文
太郎	太郎	藏吉	忠文	新治	新治
太郎	太郎	吉	常吉	常吉	常吉
太郎	太郎		吉	吉	吉
太郎	太郎				

松山村	野田村	下鹿山村	下広谷村
半三郎	喜三郎	八百吉	六人
長藏	喜五郎	四人	太郎
六之丞	源左衛門	安右衛門	金五郎
重五郎	喜五郎	民藏	岩五郎
忠太郎	喜五郎	太郎	太郎
勇太郎	喜五郎	太郎	太郎
文太郎	喜五郎	太郎	太郎
音五郎	喜五郎	太郎	太郎
喜十郎	喜十郎	太郎	太郎
九右衛門	喜十郎	太郎	太郎
常吉	喜十郎	太郎	太郎
吉	喜十郎	太郎	太郎

穢多驅騷動記(仲村)

吉郎	松助	松郎	松郎	由右衛門	駒二郎	三郎	庫
吉郎	助	郎	郎	重五郎	富士郎	辰五郎	寅
昌郎	助	藏郎	七郎	次郎	次郎	次郎	音
四十二人	次郎	喜次郎	彦直治	幸彦	幸彦	幸彦	法
外ニ四人は江戸三面	ノ	留五郎	猶四郎	也四十加	也四十加	也四十加	也四十加
		村預ケ					

安生考村	石波言村
治之助	岩文
藤吉	亀吉
万太郎	和田村
左衛門	長藏
清次郎	市兵衛
治右衛門	藏
富之助	五郎
幸右衛門	59
三次郎	秀吉
徳五郎	萬吉
熊藏	茂吉
喜五郎	八百吉
辰次郎	初五郎
七人	滝藏
女影村	本宿村
七人	六人
棹女影村、同六棹本宿村、同四棹下鹿山村、同三棹石波戸村、	茂吉
棹小坂村、同七棹松山宿、同七棹小堤村、同六棹廣谷村、同六	吉
棹女影村、同九十六人、山篋籠三十六棹長瀬村、同十棹安生考村、同八	吉

同三棹和田村、同壹棹野田村、目駕籠三棹、右之人數科之經重  
ニ不限、不殘駕。<sup>61</sup> 篠にて（村々）先觸いたし、八月廿四日未

明より村々人足蹇棹ニ付四人掛りに而弁當四十人余、其外役  
人附人凡七百人警固いたし、鹿之下村・馬場村・番匠村・大倉

村・庚子・松山脅食にて相渡し、それより鴻巣に、次桶川宿  
（り）、宿々ハ悉混雜いたし、其節南部之長左衛門と申者私用あ  
つて、年頃三十五、六之男貳人供に連れ、江戸表へ罷越、帰國

之砌り、中仙道上尾宿友兵衛・清兵衛宅に駕に乗り來り止宿い  
たし、翌廿五日朝、右之囚人并人足七百人余、<sup>〔官押余〕</sup> 道法り壱里半  
ばかり相續き前代未聞事共なり、彼の長左衛門是を見て某は天

和八年辛酉八月五日生れて、當年百六十三才ニ成りしが、是程  
の大騒動は覺へなしと被申ける、「此長左衛門ハ」家内五夫婦  
〔にて〕といえり、當家ニおるてハ下女下男にいたる迄死たる者なしと

物語りいたしける、爰にて人足を次替大富驛に送り、同廿五日  
浦和宿屋にて、夫より蕨驛にて人足指替、戸田之涉して暫  
く手間取、高七ツ時板橋に止宿いたし、翌廿六日早朝に江戸表  
にぞ送りける。」<sup>63</sup>

第八卷 大尾

—64—

跡部能登守様御調之事

長瀬村辰五郎・越生町喜兵衛兩人御糸之事

同日四ツ時 御勘定奉行跡部能登守様 御腰掛迄着致し、御届

ケ申上ひ得共、同日七ツ半時御白洲に御呼込に相成、村々囚人  
九拾六人御白洲へ相詰メル處、則御前之御調ニ御座候、最長瀬

村辰五郎・長吉・貞右衛門口書御引合。<sup>65</sup> 御尋有之いは、長瀬村  
辰五郎とハ其方か、去七月廿二日越生町喜兵衛方ニ罷越不法ニ

および候越御尋ニ御座ひ、辰五郎申上ひは、私儀其節下踏之緒  
持参仕い處ニ、直段格別異隔いたしニ付、沽賣不仕ひ得は、  
右喜兵衛私に打懸り候處、大勢相集り宿外に迄引去し打擲被致

ニ付、残念ヲころべ村方に立戻り、右之一條長吉・貞右衛門  
其外のものへ為聞申ひ得は、此段捨置かたくト申、翌廿三日越

生今市町喜兵衛方ニ貳。」三人ニテ右之一条相糺可申と存知推  
參仕ひと申上ける、因茲越生町喜兵衛方ニ御尋ね有之、喜兵衛  
申上ひは、去ル七月廿二日長瀬村辰五郎下踏之緒持參いたし商  
ひ申度由申ニ付、澤山仕入置れひ間、宜敷旨申ければ、淹之入  
村仲右衛門と申者其場ニ居合、右下駄之緒直段ニ相掛リひ處、

辰五郎儀仲右衛門に向ひ格別法外申ニ付聞捨がたく、宿外れ迄

連出し、村番非人ニ申付為引取申ひ、中々以打擲致シひ覺に無

御座ひ、又候。<sup>67</sup> 其夜私宅に大勢引連逃より戸ヲ打き悪口雜言を  
申立歸り、又々廿三日辰五郎外四人連立土足見世先へ押上り、

商ひ物投ちらかし惡口雜言を申故弁置かたく、無拠組合村々惣

代相談之上、八州御取締御役人様に御願申上ひ得は、斯之始末ニ御座ひと申上けれど、此一条相済ひて喜兵衛義ハ御白洲に御下ヶニ相成ひ、尤長吉・貞右衛門其外之囚人迹に残り、辰五郎儀は御調へ相済、一先腰掛迄御下ヶに相成ひ得は、中間相談之上差添人又七殿<sup>68</sup>相頼、辰五郎召連浅草新丁上總屋治右衛門方ニ参申ひは、私儀は入間郡長瀬村ニ御座ひ、此度村方騒動ニ付因人百人計り御當地に被送、今日着届ケ仕ひ所、御奉行所様御調之上、私毫人御糸之相済ニ付差添人御方御頼ミ申、御腰掛よりかけ抜ひ而御頼申上ひ、述組之儀は幾人參りひ哉既ト相知れ不申ひ得共、渡程可參ひ間御世話ながら御宿御頼ミ申上ひト言入ければ、主人治右衛門被申けるは、先達より長瀬村之御方五人私方ニ御止宿被<sup>69</sup>成ひと言けれハ、最初彈左衛門方訴出万吉・豊吉・奇次郎・林藏・清蔵也、右之者共彈左衛門方ニ而追く御吟味之上、宿預ケに相成ひ間、當家ニ罷居ひ得は、辰五郎面談いたし右之趣為申聞、互ニこぶしを振り詰、夫より一連致しがれ、兼テ辰五郎役所ノ事モ心<sup>70</sup>なく宿治右衛門と内談いたし得は、右五人之者共ニも案事ければ、治右衛門より下代小八ニ申付道案内とて提灯を為持、右辰五郎差添人同道いたし御腰掛けシ處、御糸シ最中故暫相休ひ得は、幸ひ<sup>71</sup>御白洲にて宿御呼出シ被成<sup>72</sup>間、宿屋之儀は何方成るぞと御尋ねニ付、小八申上ひ、宿之儀は新町上總屋次右衛門ニ御座候と申上ければ、則御奉行所様御申渡シ有之、此度之囚人二十四人其方ニ可預旨被仰渡<sup>73</sup>、下代小八御請承知奉畏、則預り證文差上ひ而御腰掛にひ

かひける、

## 第十卷

「序文に始終九巻に断延るニ及んで、其終を知らんと星霜を送りて大保十五年甲辰四月御調委しく尋ける」去レハ辰五郎御調之後ニ長吉・貞右衛門、其外九右衛門・六之丞・三郎口書御引合御利解御糸被遊ひ得は、其方共<sup>74</sup>儀は越生今市村之者今共九人捕子ニ致シ置、村方幸七不如意ニ付相續講いたし金子八両貢分相集め置い所ニ、右二十九人之者押入、右之金子奪取ひ趣八州調之上ニ而此方ニ相聞ひ、廿九人之者右之金子奪取ひ哉と御糸有之得は、貞右衛門申上けるハ、其儀一向存シ不申と申上ケル、幸七不如意ニ付相續講いたしたるを我等ども不存と言事なしと御呵り有、其砌リ捕子致シ八州之役人生捕たりと高聲に呼ハリシ者あり、其方共成かと御尋有之候得は、貞右衛門其儀も存シ不申由申上けれど、我等<sup>75</sup>共ハ何事も不存と計り、我等共身分とシテ八州之手先如意村辨之助・小川村仙吉儀天下之用人也、有駄ニ可申上と被仰ければ、長吉申上ひは、只今貞右衛門申上通り右様申上ひは、誰にても無之と申上けれど、則御前外三人之者ども今申通り我等共も不存と言だらうな、九右衛門・六之丞・〔三郎〕ハイ御意ニ御座ひと計リ一言之儀不申上、因茲御前ヨリ被仰ひは、右一条相訟りひ迄は其方共不殘手鎖ニ而入牢申付る者也と直様手鎖ニテ御白洲御下ヶニ相成、又同村富士太郎・文太郎<sup>76</sup>・菊次郎御呼出シ有之、其方ども儀

料資 村方三おるて今市村之者二十九人捕子ニ致シ、其時八州之役人生捕たりと呼わりしは我等とも成るか、能キ工夫を致し生捕たり手柄之程無此上、何と言ものなるぞと御尋有之得は、富士太郎申上ひは、其時申けるは、長吉ト貞右衛門と申あげける、

依之口書御留被成而、右之者共御腰掛まで御下ケニ相成い、又

々御呼出シ有之、安生老村小頭喜右衛門憲治之助龍出之得は、

其方も長瀬村かと御尋有之、治之助申上ひ、「私義ハ安生老村治之助ト」<sup>74</sup>申者ニ御座ひと申上けれハ、則御前口書御留被遊候

て、安生老村喜右衛門憲治之助其方と外二人ニテ長瀬村茂吉宅之堅メヲいたし、飛道具等琉球ニ包持参いたしの處、持戻り喜右衛門方<sup>〔而巳〕</sup>隠シ置之趣口書御糺之上ニ而も相訛り兼、右治兵衛

色々申譯ノ己ニテ御前之御糺一時余リ手間取、夫より順ニ詰居シ囚人御調荒増相済、女影村辰五郎・二本木村万蔵・藤橋村熊吉・安生老村竹松、右之者共一同御調之上、村々差済人共一先御腰掛け下り居得は、其く<sup>75</sup>夜も八ツ時也、右之穢多共坂牢迄御下ケニ相成り、又ハ御呼出シ有之、差済人共一同御白洲

に相詰ル處、貞右衛門・長吉・九右衛門・六之蒸・三郎、此者儀ハ品川ために預ケ也、小頭与兵衛・辰五郎・茂吉・万吉、他村之者ども女影村辰次郎・二本木村万蔵・藤橋村熊吉・安生老村竹松、新丁之宿預リは長瀬村十貳人、他村五人、都合拾七人、從御前御白洲三而入牢被仰付、外廿四人手鎖宿預ケ相成、御白洲ニ村々差添人並江戸宿之者、右穢多ども<sup>76</sup>御預リ證文差

出シ、御白洲引取之節は其夜七ツ時<sup>〔半〕</sup>なり、宿は神田須田町二丁目鷺屋新七方迄罷越、穢多共儀ハ浅草新丁上総屋治右衛門引取にける。

御屋敷下谷二丁町也  
第拾壹卷

附り安生老村竹松ヲ御吟味被成之事  
御留役増田作右衛門様御糺之事

又候八月廿七日御呼出して、跡部能登守様

<sup>77</sup>

御腰掛ニ罷出

處、入牢人・手鎖人・預人一同召出シ、御留役増田作右衛門御

掛リニ而昨夜御前之御調通り御糺御座<sup>〔其夜八ツ時御白洲</sup>

引取に相成、同廿八日富士太郎・文太郎・菊二郎、右三人御呼出之處、富士太郎病氣ニ付外貳人罷出之得は、作右衛門様<sup>〔被</sup>

申候ハ<sup>〔其方共儀一昨夜御前之御調之上ニテ八州之役人生捕たるハ、長吉・貞右衛門と申上けるに相違有間鋪哉、文太郎申上</sup>

ハ、御意ニ御座<sup>〔けり〕</sup>、私共ハ聴と聞覺ハ無之之得共、富士太郎

儀<sup>78</sup>右様申上ひ、富士太郎儀は如何いたしたと御尋有之、菊次郎申上ひは、富士太郎儀は昨日<sup>〔二〕</sup>病氣ニ而休居りと申上けれ

ば、外御尋も無之之而御下ケニ相成り、又候新丁上総屋治右衛門

門方<sup>〔其方共儀一差上之願書おかしい處有之、此書面ニ白簾を立、白襷を</sup>自暴<sup>〔カ〕</sup>ノ<sup>〔鉢巻〕</sup>テ何者とも不知、大勢ニ而押込<sup>〔レ〕</sup>と有之、何方ニ而

見受ひ哉と<sup>79</sup>、御尋ね御座ひ處、二本木村万蔵何共不申上、藤橋村熊吉に御尋ね有之、我は何所にて見受ひ哉と御尋有之、是も何共不申、程過て申上けるハ、私ハ其節は寝て罷居ひと申上ければ、御留役被申けるは、我は寝て居た夢ではないか、我等両人ハ揃て能く夢ヲ見たりと被仰、夫より御尋無之御下ケニ相成り、同廿九日富士太郎手鎖之儘出奔いたし、新丁宿屋より右之趣御訴申上ひ得は、五日限り御尋被仰ひ所、九月朔日見當り差出シ、其日は仮牢ニ被入、翌二日<sup>80</sup>手鎖御掛替ニ而宿所に罷在ひ、去ル廿九日長瀬村定七・重次郎・音五郎・栄二郎・常吉・文八・勇太郎・六助、右之八人其夜九ツ時也、御白洲に御呼込ニ而、御留役より右穢多共に越生において今市村ニ御出役様ニ差上ひ場所口書奥書御讀被爲聞ひ、北条雄之助様ヲ始、貳、三人御名前有之、富田錠之助様ヲ以、如意村弁之助・小川村仙吉儀、長瀬村茂吉召捕ニ罷越し處、右村万吉・林蔵任申ニテ茂吉追々御呼出シ御調之上ニ而申訳相立、依之右之者共從仰渡ひ、我等共申口相立ニ付出生牢被仰付直様御白洲ニ而繩解御赦免に相成ひ、因茲御白洲にて御役人より右入牢人ノ預り證文持出シ、新丁上總屋下代小八・須田町二丁目驚屋新七・長瀬村名王宗三郎・同村組頭又七方に御返事被透ける、

衛門様御吟味、安生老村竹松其方儀は長瀬村に罷越、竹鎗等作りひ哉と御尋有之ひ得は、竹松申上ひは、私儀一向不申と申上ける、其方長瀬村に参り誰か宅に止宿いたしむ哉、有躰ニ可申上と被仰ければ、万吉宅ニ止宿仕ひと言上いたしける、然ル上は竹鎗ヲ作りひニ相違無之、竹松申けるハ、大勢ニ而持運ひ故私壹人ニ而作リ間ニ合不申、それゆへ穢多共差上<sup>82</sup>候口書

二竹松長瀬村に參り竹鎗等作りひ口書にて、又ひ安生老村穢多共御白洲に御呼出シニ而御尋有之、其方共儀、竹松長瀬村に參り竹鎗等作りひヲ見受ひ哉、相違有間敷と御尋ね御座候、右穢多共一向存知不申と言ける故、大気に呵れ、見受ひニ相違有間敷と被<sup>83</sup>、其時何共不申上ひニ付、御留役より右口書之通り相違無之と被仰聞ひ、穢多共一同相違無之由相答候、因茲從御前右口書奥書被爲仰聞ひ者ども壹ト先帰村被仰渡ける、皆日々驚屋方まで「罷越」宿預ケ之者共一同帰村被仰渡ける、皆日々御糸シ有之ひ得共筆紙尽シがたく、手鎖改等度ニ有之ひ得ども爰ニ畧シテ、又ニ九月十一日夜五ツ半時御呼出シ有之、長瀬村六之蒸・茂吉、其外二本木村万蔵・藤橋村熊吉・安生老村竹松追々御呼出シ御調之上ニ而申訳相立、依之右之者共從御前被仰付直様御白洲ニ而繩解御赦免に相成ひ、因茲御白洲にて御役人より右入牢人ノ預り證文持出シ、新丁上總屋下代小八・須田町二丁目驚屋新七・長瀬村名王宗三郎・同村組頭又七方に御返事被透ける、

京都之者

素人衆へ手向したる穢多ならば  
つむりてんくしてこまそぞ

大阪坂之者

檀那衆に慮外をしたる穢多共ハ  
ゑらぶさかえじや つみにおこなへ<sup>85</sup>

江戸之者

穢多どものよこそつぼうを打のめし  
はやくはりつけばしらしよわせろ

## 第十二卷

和田村長蔵御糺之事  
〔附〕長蔵辞世として讀置事

去ル八月廿六日大里郡和田村長蔵着届ケ之砌〔後〕一通り<sup>86</sup>御調有之、又ハ九月二日御呼出ニ而上總屋下代小八和田村役人召連御白洲に罷出〔用〕之處、和田村長蔵儀其方ハ其砌リ長瀬村に何様有て罷越候御尋ね有之、長蔵申上ひは、私儀長瀬村に参りぬ趣御尋ニ御座候、乍恐申上ひ、此度長瀬村之者共越生今市村と騒動ニおよび和談可為致積り長瀬村へ罷越〔仕様〕處、憤り之上ニ得は、一向承知無之故、一先差控申候と申上ければ、和談とハ偽り飛道具竹鎗等持參いたしハ、如何之筋不届之者と御呵り有之、長蔵申上ひハ、全ク<sup>87</sup>飛道具等は持參不仕〔レ〕と兼而宿より心掛たる一チ物之折紙懷中より取出シ、御前ニ差上〔レ〕得は、上を輕メ不届者なりと則御白洲にて手鎖被仰付、上總屋下代小八に宿預ケニ相成り、誠に地獄之沙汰も手鎖次第と思われける、無程九月八日ニ至り長蔵儀病氣ニ取付〔レ〕得は、我ながら全快有間鋪と須田丁ニ丁目鷺屋方へ人を立て差添人に申遣シ〔レ〕所、早速連來リ病氣之趣申為聞、壹度安堵致して讀むべる、<sup>88</sup>

鳥ならば春のはやうに遊ぶ身を

夏のむしとハひとへいふらむ  
〔人〕  
辭世にあらねども、我が身をおもひ人の譏を肝心して讀たる也、  
〔辭世〕  
ちりやすき粧の紅葉ハ霜かれて見しにもあらぬ人々のいろと

自筆にて認メ差添人に預け哀れなる哉、同月十四日七ツ時六拾五歳にして草葉の露と成りニ〔枯〕けり<sup>89</sup>、此旨宿屋より御訴申上ひ、又ハ女影村辰五郎同月十六日牢死いたしニ付御訴申上候、同十七日御呼出有之、御吟味御糺之上村〔レ〕囚人不残御赦免有之帰村被仰付、然ル處長瀬村長吉・貞右衛門其外相残り追々御吟味御糺シ有之、同十八日右之兩人御呼出しニ而上總屋下代金八両人召連差添人相添御白洲に罷出〔レ〕得ハ、御留役増田作右衛門様御糺〔レ〕而、長吉・貞右衛門共先達て御前之御調之節、八州役人生捕たりと被申シハ<sup>90</sup>我等両人か富士太郎ら委敷聞止たり、長吉申上ひハ、御意ニ御座〔レ〕其砌廿九人茂吉宅に捕子ニいたし廣役と相心得心外ニ取紛〔レ〕レ申〔レ〕と申上ける、増田氏被申けるハ、成程其方の申處尤也、乍去り八州の役人生捕たりと被申處〔レ〕其方共之越度也、仮ニも八州役人と申ては上を輕しめる利也、貞右衛門申上ひ、其砌リハ私共取逆上て我しらず申〔誤〕曉と覺ハ無之由申上ける、因茲跡〔科〕人相極り、不届之始未騒動之根元ハ其〔方〕貳人なり、依而口書之上爪印致〔レ〕しと則両人之爪印取置れ、其方ともハ何ぞ佛神之御罰を受る〔武〕事あ

らず、箇様の騷動は江戸始ては<sup>「初つ」</sup>なり、其方共之糺ハ是迄なり  
と申されければ、兩人自然瘡し如クシ而御白洲御下ヶニ相成、  
四人之者共ため息キいたし、途中における金八申けるハ、今日  
増田様の御調にハ富士太郎より委敷聞留たる<sup>「りともふされ</sup>、其上  
其方共之糺シ是送也と被仰い、各々方ハなん<sup>「申」</sup>心得被成ぬ  
哉、此儀六ツヶ鋪<sup>「被てど」</sup>思ひと言ければ、鬼神長吉<sup>「申」</sup>言けるハ、此騷  
動は江戸始ツテ初メ<sup>「と」</sup>あれば、是日本一之騷動也、其騷動発頭  
人と自立られし處ハ千両道貞我<sup>「く」</sup>共冥加に叶し處也、壹ケ度死  
ねハ二度ハ不死、一命捨る時ハ本望也と咄しける、貞右衛門申  
けるハ、下司下膳之身分なれば、こっちにも荒神様があり、蟻  
のおもひ天に昇る、此恨ミいつかはらさで置べきかと、兩人  
は威勢に貰人ながら挨拶<sup>「けられべ」</sup>に<sup>93</sup>入り、差添人申けるハ、貰人なが  
ら能覚悟なり、今手前の咄し通りなれば何にても氣遣なしとも  
ふし、差添人は途中にて別ける、貞右衛門モ廣言ハいえども心  
細くなりて一首讀<sup>「お読みしれ」</sup>侍りしと也、  
〔金八様一首うかんた「を」見て身ハ浮ものとおもいしれ  
なんのうらみかこゝにあるべき  
長吉も覺悟究めて讀置しとなり、  
おもひきや小塙の原に捨られて<sup>94</sup>  
犬のあらそふ身なるべしとは  
金八、貰人之廣言に程なく宿元に帰りける、  
右之趣増田氏より跡部能登守様に申上ける、兼て兩人之儀は御

成破<sup>「敗」</sup>に可行と内々御評儀有之處に、程なく兩人病氣付九月廿  
八日貞右衛門病死いたしける、因茲、治右衛門方より跡部能登  
守様<sup>「御届」</sup>申上けれハ、又ハ壬九月三日長吉病死<sup>「付追」</sup>申  
上<sup>「けられべ」</sup>趣<sup>「く」</sup>之通り

乍恐以書付ヲ奉申上<sup>「い」</sup>

久貝因幡守知行所

武州入間郡長瀬村穢多

小頭与兵衛組下同村貞右衛門

當九月廿八日七ツ時病死シ、又ハ壬九月三日朝五ツ時長吉病死  
いたしハニ付、其段御訴奉申上<sup>「い」</sup>、死骸之儀は取片付<sup>「ひ</sup>様被仰  
付、村所に引取ニ<sup>「も遠路之儀ニ付」</sup>、仲間相談之上淺草橋場日  
蓮宗長昌寺に相願取置いたし、貞右衛門法名覺金<sup>「号」</sup>し、長吉法  
名玄入<sup>「と号シ」</sup>、依之乍恐書付ヲ以<sup>「フ」</sup>御訴奉申上<sup>「い」</sup>、以上、

天保十四年壬九月三日

上総屋治右衛門

代 小 八

右之通り御訴申上ければ、跡部能登守様被申けるハ、猪々奴等  
は病死いたし大難を竈たり、富士太郎・文太郎・菊次郎、此者  
は捕子<sup>「と」</sup>いたし置<sup>「けられべ」</sup>時、惡口雜言を申、廿九人之弁嘗を改メ<sup>「ツカ」</sup>睡を  
仕掛け致段、八州之手先より口書に加<sup>「ス</sup>ニ差上候故<sup>「故」</sup>、其科に依  
而打首に可致と荒増科ハ極りける、  
〔御吟味の上から落ちて貞右衛門

死んで我身ハ苦痛竈れし〕

## 第十三卷

穢多といえ共魂魄は上下もなく、[去卯]九月下旬に至り比企郡大倉村廣德寺<sup>〔時吉〕</sup>は遊行、彼等苦提處なれば、遙々来りし様子有之、住僧被申けるハ、明日は何方〔カ〕佛来る也と師弟ニ咄しけれ共、一

向に沙汰も無く、住僧ハ不思儀ヲ悟り、是は長瀬村之囚人之内にて病死いたしけるもの有と悟りしは過賢者ト思われ、「去れば、住僧其夜の夢に長瀬村貞右衛門・長吉貳人連にて當寺<sup>〔に〕</sup>來て申けるハ、此度我々共冥途に趣ければ何卒御血訟を御願申と見在と顯れ言ふとひとしく跡ハ廣き野原トなりて、原中トおもひハ杉森森なり、壹社の前に紙職り五本立て參詣之者袖をつらね悉く賑也とおもひし所、眼が満て獨可笑く思ひて後に近憐之者語りいたしける、

穢多しんで時宗のそうにうかむかな」<sup>99</sup>

惣而呪咀事も法事も利誥なれば、如是書認め血訟二ツに封し込て下男に言付、長瀬村にまえり委敷様子を聞糾し、其上にて此

血訟を渡し墓の形〔を〕造り、是を埋へしと申付遣しける、寄持も頼母敷御方なり、誠に口ハ禍の門にして己か口より禍を招き、既に磔にも行われし處、病死にて竄れたれば、

御吟味の上から落て貞右衛門死ンデ

我身の苦痛竊し<sup>100</sup>

閏九月廿四日小川村仙吉殿江戸表に罷越、鶯屋新七方ニテ被申いは、御出役様方より穢多一件入用之義は無差間穢多共より可

差出旨被為申聞し問、此段分類申置し而帰村被成ける、無程十  
月ニ至り手鎖御改等御吟味之上、病死いたしむ者も有之し得  
共、何れも同様なれば委敷印にいとまあらす、

乍恐書付を以奉申上り

久貞因幡守知行所

武州入間郡長瀬村<sup>101</sup>

小頭与兵衛組下

茂吉

右之者、去ル七日〔カ〕病氣取付、同村穢多平蔵ヲ看病人ニ付置、腹薬養生差加に罷在し所、今朝俄ニ取詰メ九死一生にて腹薬不行届か、星九ツ時病死しむ間、此段御訴に奉申上り、以上、

淺草新丁

十一月十五日

上總屋代

金

八

<sup>102</sup>

御奉行様

右茂吉病死御届ケ仕、嘉三郎並上總屋手代金八相頼御訴奉申上處、病死之趣御聞済相成り、茂吉義は勝手次第取行ひ様被仰付六ツ時帰宿仕ひ、最翌十六日御屋鋪様にも御届ケ申上ひ、此段病死之者數多有之い得は、追々若斯之文面を差上、死人名前は記して甲斐なく右之通にて取行いたしける、尤長瀬村差添人之儀は願出を以替りく罷出候、其節之代合之儀は百姓代善藏出府いたし月日を送る、極月廿七日ニ至り御奉行所様より手

鎖人<sup>103</sup>一御封印御改三付、右善藏差添罷出い、其節御被改ニ仰聞  
いは、此次之封印改之義は來ル辰正月十七日御改之趣ニ御座ひ  
間、因茲善藏義は廿八日内帰村いたしける、

## 第拾四卷

始メ有は終有、復有身は有命、此騷動發起シテより星霜を送り  
て既に雖及壹年に、是と言科人もあらず、然レ共騷動において  
ハ此上なし、<sup>104</sup>長瀬村三拾六人之もの共荒増御調いたし候上ニ  
而追々病死いたし、壹村<sup>105</sup>不限重立の者共、老若共<sup>〔有體〕</sup>ニ三十四人冥  
途に趣ければ、今は訴詔方にても王將之無き象基<sup>〔浮構〕</sup>を指ニひとし  
く、御糸等も自然と等閑リ御呼出しも無之處、猶亦當辰五月十  
日御本丸御炎燒ニ付一両日御延日有之、同<sup>〔當辰五月〕</sup>十四日御奉行所様

にて死残り之穢多ども彈左衛門方に申付、右之者共残ぎり天窓  
に致し、其上所追放可致旨被仰渡御引渡シに被成り、同十六  
日越生今<sup>106</sup>市村喜兵衛其外村々差入不残御呼出しシ有之ニ  
付御白洲に罷出の處、増田作右衛門様被仰ひは、其方ども義永

江戸詰いたしの處、穢多共儀追々病死いたしニ付、残之者  
共去ル十四日此方より申付彈左衛門方に引渡残切天窓ニいたし  
所追放申置也、<sup>〔僕〕</sup>右之趣承知可被致、因茲、村々差添人共勝手次  
第帰村可致旨被仰渡ひ、最も越生今市村喜兵衛、長瀬村役人  
に別段申渡有之、右一条相済み上は御白洲御<sup>〔清メ〕</sup>清淨といたし、右  
村<sup>106</sup>一鑄三貫文宛料申付る者也、右之趣村役人共承知いた

し、當六月十五日限り當役所迄急度可致持參者也と被仰渡け  
る、訴詔方今市村喜兵衛其方儀組合村々を騷し其科重し、因  
茲、其方鑄三貫文、村役人五貫之右之通過料申付る者也、右は  
六月十五日限り當役所持參可致者也と嚴重ニ被仰付、無為方御  
受仕ムテ皆々帰村いたしける、去れば光陰ハ矢のごとく無程六  
月十四日至り、兩村之役人并喜兵衛申合セ、<sup>107</sup>右被仰ひ通  
リ、長瀬村役人三貫文、越生町<sup>〔方〕</sup>八貫文持參いたし、須田町貳  
丁自鶯屋新七殿相頼同道いたし、虎之御門外跡部能登守様御役  
所へ差上れ得は、御老中旁御立合之上にて御取被遊ひ、夫よ  
り須田町に立戻り宿に御禮等致しければ、新七殿も氣之毒ニお  
もひ人之難儀ヲ歌にはよまねど、

隙をかき錢を遣ひ其上に

言付られて過科<sup>〔とらる〕</sup>る<sup>108</sup>

咄しも言やうにて歌に成り、兎角言葉は言様言品に依て高名に  
もあり、又騷動ニも成り、慎へきハ口なり、昔シ津の國住人須  
藤兵衛と言者當年廿八歳血氣壯りの侍なれども、妻の謀を以終  
に夫婦共長柄の橋櫻に建られ命を失ふ、是皆口故也、此者辞世  
口故に夫婦長柄の人ばしら  
と賦したまへへ、妻此うたを聞いて、  
人をおとさバ穴ふたつほれ<sup>109</sup>

と讀けられ、ひとく是を聞て妻は悪き者也と申あげければ、  
清盛の御下知にて彼の女の舌ヲ抜、大竹の簾に巻立て橋の櫻に  
築れしはあわれなりける次第也

堵此卷中ハ世上に對し憚り多き事、誠に野鄙にして見る人の不興なるもあり、是省きても品多けれハ、先机上に筆を捨侍りぬ。

一其頃の公方様は東照大権現家康公様<sup>110</sup>十貳代目家慶公と奉申、其節之御老中方ハ

土井大炊頭 真田信濃守  
牧野備前守 阿部伊勢守

(縁墨)  
跋

夫貴賤に不限、神仏儒の三道を尊事ハ世の常なり、四民の外にして身の分限をしらず、よき程を不弁者に豈仏神の罰を請けざらんや、齋の文字ハ無礼、無正、無理、無道の四ツを討と書也、物月のいらざる事を綴して笑ニするものも有まし、後世の記録ニはかり不限、仏の誓い難有を印見る人善道ニ導、邪を要し、正しき愛したるを唯見んも、本意なく盲田の覗込<sup>111</sup>、聾の耳をそはつるに似たれとも、物月の心の配辟にめて「禿筆を揮」<sup>112</sup>い、跋ニ道歌一首をのぶる事しかり、

邪に降雨こそハなかりけり  
風のあしきニ習ふ世の中

お龜

八目述

(跋文の後尚)、三葉の附録あるを以て別ニ写して後篇の後ニ附す

(縁墨)

長瀬宮寺故村長藏本ニ就て校合し畢、  
大正甲子歳仲春三月(即十三年三月一日)

子龍氏又識

読本ハ卷上、下を分たつして一冊と為せり、筆蹟美事なり、央より以后ハ筆も倦怠を催して大ニ其畫を乱し、随つて脱文らしき外多し、今之を訂せず、其體を行間ニ移せり、

読本ハ著者の原本ニ殆きものにしあれど、卷末ニ及んでハ此本の詳細なるニ如かず、字の左旁ニ点せるハ宮寺本に無きもの、字の右旁ニ点せるハ宮寺本も如此く表するなり、

(黒墨)

此本ハ明治の央なる時代ニ筆工を請ひて謄写せしものなれば、其誤字多く、為ニ解説する能ハざる處あり、其原本は何处より借り得し者なりや、今より之を顧みれば不明ニ属す、□筆工が自ら索出をしたるものなれば、概ね下川原市場辺の人の藏本なる可しと思へる、其巻分て二冊なりしをハ余今尚之を記憶す、

(朱墨)

大正十二年五月中院、市場山崎一平所藏本ニ拠て校合す、然れども其上巻而曰、下巻ハ見当らざる趣にて搜索中と云へり、(原本二冊)

大德子龍識<sup>113</sup>

機多驅騷動記、後編

弘化二年四月五日 穢多駆騷動記後篇

差上申一札之事

武藏國入間郡長瀬村穢多一件御裁許写

武州長瀬村穢多共徒党いたし、同国如意村弁之助其外之者に及  
狼藉い趣入、御曉、関東在々為御取締御廻村被成い、御代官北  
条雄之助様・林顔差太左衛門様手附御手代中ニ被召捕、於場  
所一ト通御糾之上、跡部熊登守様御勘定御奉行之節御差出シ相  
成、引合之ものともをも被召出、再應御吟味之上左之通り被  
仰渡ひ、  
一六之丞儀、同国越生今市村喜兵衛宅ニおるて、村内穢多辰五

郎儀、瀧野入村仲右衛門と及口論ひ事起り、喜兵衛外式人  
方手荒の手扱受け由相噛しひを村内穢多方萬歳外老人俱ニ承り  
い所、喜兵衛面会訖立て「貰旨萬歳申ニ、辰五郎俱ニ同道い  
たし、一同喜兵衛宅ニ罷越、辰五郎を手荒之及取扱ひ次第訳  
立可矣様高聲ニ申匁り、其砌右場所通りハ村内穢多茂吉一同  
土足ニて家内へ踏込、家財等投散及狼藉ニ始末不届ニ付、  
敲々之上江戸拾里四方追拂被仰付ひ、

但御構場所徘徊致間敷段被 仰付ひ

一文太郎 菊次郎 磯五郎 忠蔵 仙之助 忠七 倉吉 重助

目蔵 由右衛門 寅松 勇七郎 定七 文八 文末富士七郎アリ

富七郎 勇次

是ガ郎 辰五郎 駒次郎 八五郎 喜十郎 音八 定五郎 重五

郎 留五郎 新次郎 六助 儀、村内穢多茂吉小屋ヘ同国如

意村弁之助其外之者共、関東御取締御出役手先之由申成、理  
不尽ニ押入及狼藉、其上金子等奪取ひ間一同取籠置い趣申觸、  
且弁之助等為取戻と多人数押參りい趣ニ付 右防方いたし  
様万吉・林蔵等申聞ひを実事と心得、一同茂吉小屋を取閑、  
或八万吉等、任申ニ竹鎗・竹かんな・目漬等持立、又は銘々  
目印之ため髪に白紙を結付、一同屯致し罷在、文七郎・富士  
七郎ハ蕩撒入い熱湯を用立、喜十郎・勇七郎は徒党之もの共  
に食料之飯米香立方をもいたし始末、不埒ニ付一同手鎖被

仰付、忠蔵・寅松・八五郎・新次郎も存命ニハ、同様被仰  
付い所、病死いたしニ付其旨可存段被 仰渡ひ  
一重左衛門 藤吉 富松 清次郎 萬太郎 次右衛門 源五郎

清吉 幸右衛門 次郎 儀、同國長瀬村ニ騒動有之い趣承り、親類懇意之ものに為見舞銘々駆付之節、為用意棒又者鳶口等持参いたし子細相尋ひ處、同國如意村弁之助其外之もの共岡本御取締御出役手先之由申偽り、右村茂七小屋ニ理不尽ニ押込、金子等奪取ひ間一同及籠置ひ處、弁之助等為取戻と村之もの共多人數押参りニ付、右防方助力いたし吳様同村穢多方吉・林蔵等申聞ひを、實事と心得寄せ集ひもの共一同屯<sup>3</sup>致し罷在之始末、重左衛門は小頭をも相勤ひ身分別而之儀、一同不埒ニ付十右衛門は小頭御取放、其外之もの共一同手鎖被仰渡ひ

一 壱八 熊藏 清八 德五郎 三次郎 七五郎 金五郎 岩蔵  
仙助 太吉 龜五郎 八五郎 紋次郎 勝右衛門 勘右衛門  
多八 権七郎 松右衛門 清吉 民蔵 栄次郎 多七 安右  
衛門 半三郎 源左衛門 長蔵 喜三郎 丑五郎 利右衛門  
清蔵 秀吉 万吉 初五郎 茂吉 澪蔵 八十吉 市兵衛  
権蔵 魁吉 岩五郎 文吉 鎌五郎 澪蔵 豊吉 権四郎  
安七郎 喜三郎 源右衛門 清吉 八百吉 儀、同國長セ村ニ騒動有之趣承り、親類懇意之もの共に為見舞と銘々駆付、右之もの共取戻として多人數押参りニ付、右の間一同取籠置ひ處、弁之助取戻として多人數押参りニ付、右防方致真い様万吉・林蔵等申聞ひを實事と心得、竹鎗・竹かんな等請取寄集ひもの共一同屯いたし罷在之始末、

半三郎は小頭をも致ひ身分別而之儀、一同不埒ニ付半三郎頭は取放、其外之もの共一同手鎖被仰付、魁吉も存段被仰渡ひハシ同様被仰付、病死いたし間其旨可存段被仰渡ひ一長瀬村穢多方共儀、同國越生今市村喜兵衛宅ニおるて及狼藉ひ穢多方吉為召捕と、同國如意村弁之助其外之もの共茂吉小屋ニ立入ひを、穢多方吉・林蔵等取計ヲ以取籠置、又ハ弁之助等取戻として村のもの共押参ひ風聞有之、近郷穢多方共に加勢之儀申遣、多人數駆集リ騒動ニおよびひ節、委細之儀は不存、銘々病氣又ハ足弱とハ乍申狼狽罷在、右場所に罷出いもの共を可差出心付も無之、其儘ニ打過ひ始末不埒ニ付一同急度御叱被置ひ、

一 長蔵儀、同國長セ村ニ騒動有之由を以、同村穢多方共カ加勢之儀申<sup>5</sup>趣ひ處、得と子細も不相乱、右場所に罷越ひ節、右ハ長瀬村穢多方吉老老人義、同國越生今市村喜兵衛宅ニおるて及狼藉ひ段為捕方如意村弁之助等、右長瀬村穢多方吉小屋ヘ立入ひを、其儘差留置ひ由承り、如何之儀乍心付、右之もの共取戻として多人數押参ひ趣ニ而、危急之折柄難及断い迎、同村穢多方吉任申ニ同人等一同防方手配いたし、其上弁之助等姓名書差出方之儀与兵衛俱ニ及掛合、又は弁之助等数日及籠ひ而は穢多方吉後難之程難計存ひ迎、猶与兵衛ヲ頼受、内分にて村方へ引取吳様、尚又弁之助等ニ及掛合ひ始末、旁々不届ニ付所拂被仰付ひ、

一万蔵 熊吉儀、同國長瀬村穢多方共騒立ひ節携ひ儀は無之ひ而

(候脱) も、右徒党人數加りもの共追々被召捕、村方へも手配有之い趣及承り、無実之難儀可掛も難計、其段彈左衛門に可申出と存ひ処、有躰之儀申立てハ長瀬村仲一間ども不届之所業相願ひ逆、近郷村々百姓共徒党致し、木太刀・鍛鉋等を持理不尽ニ穢多共居宅踏込、居合ひもの共を差押拵事実相違之儀訴状ニ認メ彈左衛門に申立、町奉見所に訴出い始末不届ニ付所拂被 仰付ひ

一まき 市五郎 儀、関東御取締御出役手配之趣をも同国如意村弁之助其外もの共茂吉為召捕立入いを、仲間万吉・林蔵等取計ヲ以取籠ひ砌、駆集ひ穢多共人氣勵べくため、右弁之助其外之もの共は茂吉小屋に立入い盜賊之趣ニ偽り申觸ひ坏、万吉等任申如何之儀と乍心附、其段駆集りし穢多共之事実之様ニ申聞、追而関東御取締御出役於場所ニ御糺シ節も一旦同様相違之儀申立始末不埒二付、まきは押込、市五郎は手鎖被仰付ひ、

一八兵衛 儀、三郎を無宿とハ不存いとも、得と身元も不相糾、數日」小屋に差置い段不埒二付、急度御叱被置い、  
一彈左衛門 儀、武州越生今市村百姓喜兵衛小宅ニおるて、同國長瀬村穢多辰五郎義、瀧野入村仲右衛門と及口論ひ節、喜兵衛外貳人手荒之取扱致ひ逆、仲間茂吉外貳人と申合、喜兵衛ニ踏込及狼藉ひ与越生今市村市日へ穢多共出商之儀同村役人共差留いを、喜兵衛無詫手荒の取扱およひい上、右村市日に穢多とも出商差留い由、又ハ同国如意村弁之助其外之もの

共関東御取締御出役御差団之趣を以、為捕方右茂吉小屋に立て入いを、長瀬村穢多共多人數徒党いたし取籠置ひ儀を押隠、穢多小頭与兵衛重立申合、右弁之助等理不尽ニ茂吉小屋に立赴及防方之趣、或同國中野村万蔵外老人義、長セ村穢多共は勿論其外徒党之もの共召捕として、右御出役御立入いを近郷村々百姓共徒党いたし、穢多共居宅に押込及狼藉ひ坏、就れも事実引違相違之儀申立て、得と夷否も不相糾、夫々差出しに訴状へ奥書致、町奉行所へ差出し、殊ニ右駆穢多共多人數徒党致し騒動およひい儀にも不心附罷在い始末不埒二付、押込被 仰付ひ、

一穢多辰五郎 万吉 林蔵 長吉 歌五郎 九右衛門 辰五郎  
万蔵 藏吉 同小頭与兵衛 無宿三郎儀 辰五郎同國越生今市村喜兵衛宅ニおるて、瀧野入村仲右衛門と及口論ニシ節、喜兵衛嚴敷叱り逆及悪口ひ処殿、同人外式人手荒之取扱致ひを心外ニ存、夜中喜兵衛宅に表口打たゝき雜言等申觸り、追而右次第村内穢多万蔵外式人を咄し聞せひ處、喜兵衛面会訖立可貴旨万蔵申ニ同意いたし、同人并村内穢多六之丞全道喜兵衛方に罷越訖立可貴旨高声ニ申觸り、折節通掛り村内穢多茂吉一同土足ニ而座敷に踏込、有合ひ家財等投散及狼藉、剩石段越生今市村役人共々市市場商差留い处、穢多小頭与兵衛等申合、喜兵衛相手取及出訴ひ間、関東御取締御出役御手配之趣ヲも、村方立入い全国如意村弁之助其外之もの共、村内穢多と申合取籠置、穢多共徒党いたし立騒ひ次第乍承り与

兵衛申合、右隸其身弁ニ外穢多共不届之及所業ニ段は押隠し、越生今市村のもの共無謂市商差留ニ様に、殊ニ茂吉小屋ニ右弁之助其外大勢乱入致し、諸道具等打毀し候様事実相違いた  
(僕略)し、儀相認、理不尽出入之趣を以町御奉行所様ニ御訴申、剩及徒党ニ穢多共右御出役ニ被名捕由及承りニ節、尚又事実引違越生今市村のもの共徒党いたし、又は穢多共小屋ニ立入乱妨狼藉ニおよひニ段与兵衛俱ニ出訴いたし、万吉林蔵ハ同國越生今市村喜兵衛宅における滝野入村仲右衛門村内穢多辰五郎及口論ニト事起り、喜兵衛外式人手荒之取扱いを、辰五郎憤り仲間万吉外式人一同喜兵衛宅ニ踏入及狼藉ニ付、右村役人方に穢多与兵衛代とて龍越ニ節、辰五郎ニ詫可致旨談ハヘ取計方も可有之之處、与兵衛ニ申通ニ迄にて其儘ニ捨置、既ニ右段穢多共越生今市村市場商ニ義差留請ひを、却而喜兵衛相手取及出訴ニ積り与兵衛一同申談、同人弁辰五郎共出府致い後関東御取締御出役衆御差団之由にて、村内穢多茂吉御召捕として同國如意村弁之助其外之もの共罷越い處、右越生今市村之者より右御出役ニ品能申立ニ故之儀と推量致相憎し所存心得違、万吉重立申合ひ、茂吉小屋ニ立入ニ盜賊の趣ニ申觸し、猶申口を可固ため茂吉母まき外老人にも其段事実之様ニ為申觸、村内の者共呼集老人も取逃聞敷申聞、弁之助其外之ものとも茂吉小屋ニ押込置不届押包へくため、弁之助等右小屋ニ踏入乱妨ニおよひ無余儀差留置ニ段書状ニ認め、万蔵外老人に相渡し、右書状之趣ヲ以其節ニ申立ニ前

与兵衛可申通旨申含同人方ニ差遣し、且弁之助等為取戻と村之もの共罷越い処、風説ニ相聞ニ近万吉發言いたし、林藏・定右衛門等申合、近郷村ニ穢多共ニ加勢申遣し、竹鎗・竹かんな等用意いたし、近く駈集まりニもの共へ相渡し、村内のもの穢多共は目印ニ髪に白紙を結付櫛ヲ掛、一際花やかに可懲様其外人ニ氣を励し共及差団ニ茂吉小屋は釣り、又は櫛子等にて取囲、或ハ弁之助一同罷越ニ越生今市村政右衛門快惣兵衛竊かに居村ニ申遣し、穢多共小屋ニ火を掛け由不取留儀承り傳へ、同人に繩を掛け、又七・弁之助其外之者共所持の脇差・木太刀取上置、村々人數押參ハヘ可及鬭論と大勢屯致し待居罷在、追て右御取締役御出役衆ヲ御呼出し有之、弁之助等可差戻旨御利解請ひ節、無宿三郎を穢多林七・九左衛門を小頭之由ニ申偽り差出し、弁之助其外一同夫々村方に引渡し相済ニ上江戸表ニ罷出、与兵衛俱ニ打合、右等次第八押隠し、弁之助其外のもの共銘ニ棒・薦口・木太刀等携、多人數茂吉小屋ニ立合居宅打破りニ様訴狀文段披彈左衛門ニ申立、町奉行所ニ御訴申上、剩其後及徒党ニ穢多共右御出役之衆ニ被名捕由及承りニ節、猶又事実引違越生今市村之もの徒党致し、又は穢多共小屋ニ乱入致及狼藉ニ段追訴差出し、定右衛門・長吉・歌五郎・九左衛門と関東御取締御差団之趣を以、同國如意村弁之助其外之もの共村内穢多茂「吉小屋ニ踏入ニ節、右者同國越生今市村喜兵衛宅における、村内穢多辰五郎一同茂吉及不法ニ始末糾方有之ニ儀と、乍井、其已前

右喜兵衛等相手取及出訴ひ小頭与兵衛に及通達ひ迄老人も差返間敷間、穢多方吉外老人申、右のもの共申合、茂吉小屋に立入り盗賊之趣立申觸し、其場有合ひ木切を拾い篝を焚立、村方人數集、弁之助ヲ取籠ニ致、殊ニ同人其外之者共取戻之ため、村々多人數押參りひ趣風聞有之、防方可致旨万吉発意ニ林藏一同同意いたし、近郷穢多共加勢之儀申遣ハシ、居合ひもの共へ差図いたし、竹鎗・竹かんな等為掩、長吉ハ駆集りひ者共に相渡し警固人數ニ立交り、定右衛門・歌五郎・九左衛門は徒党のもの共差引并食料手当の儀等セ話いたし罷在、其上九左衛門は最初右辰五郎儀喜兵衛か手荒之取扱請、心外之旨咄し聞ひ節、同人方へ罷越認立可貴様万蔵俱ニ申勅又は弁之助等引渡方之儀ニ付、右御取締御出役衆々御呼出請ひ節、<sup>13</sup>万吉外老人申ニ從ヘ九左衛門ニ小頭無宿三郎を穢多林七之趣ニ<sup>13</sup>取扱申立、追而於場所ニ御糺之節、茂吉方にて金子紛失致しひ段ハ無相違旨一旦申張、辰五郎同國長セ村ニ騒動有之之由を以、村方穢多共加勢之儀申越ひ處、得と子細も不相糺、村内之もの共一同場所ニ罷越、右村穢多辰五郎外之人儀、同國越生今市村臺兵衛宅ニおるて及狼藉ひ段、捕方として同国如意村弁之助其外之もの共、長瀬村穢多茂吉小屋ニ立入を其儘差留置ひ由承り如何之儀と乍心附、右之者共取戻のため多人数押參ひ趣にて危急之折柄難及断ひ逆、同村穢多方吉任申、同人等一同竹鎗・竹かんな・目潰等取扱寄集ひもの共に相渡し人氣を励し屯いたし罷在、殊ニ弁之助俱ニ罷越、

越生今市村政右衛門忤惣兵衛穢多共小屋に火を掛け様不取留風聞及承り、万吉へも申聞ひ上、穢多共身分をも不顧、惣兵衛ニ繩を掛け土間に引、番人等附置、万歳は同國越生今市村喜兵衛宅ニおいて、村内穢多辰五郎義、滝野入村仲左衛門と及口論ひ事起り、喜兵衛外式人々手荒の手扱請ひ次第、六之蒸外老人俱ニ承りひ節」喜兵衛面会認立可貴旨辰五郎ニ申聞、同人外老人一全喜兵衛宅ニ土足踏込、其砌右場所通り掛りの村内穢多茂吉一同家財等段投散立驟、又は右茂吉小屋ヘ関東御取締御出役手配之趣を以、同國如意村弁之助其外之者共立入りを仲間万吉・林藏重立取計、弁之助等茂吉小屋ニ立入家財等打破り及狼藉ひ趣取扱認メ、小頭与兵衛に遣しの書状請ひ節、其身之不届も可押隠、存意々同人任申ニ事実等引違、右書状之趣ヲ以出訴之儀与兵衛に申聞、彈左衛門ニ為申立、茂吉を同國越生今市村喜兵衛宅に村内穢多辰五郎外式人立入立騒居ニヨ、得と子細も不相糺、右のもの共に荷担いたし一同土足にて座敷に踏込及狼藉・又は村内穢多共越生今市村市場商差留ひ儀掛合有之、辰五郎弁穢多小頭与兵衛等出府致ひ後、村内穢多六之丞儀、同國小川村武兵衛弟化吉ニ被差押ひ由承はり、右喜兵衛宅にて及狼藉ひ次第相顯ひ義とんし、右之役与兵衛に為知り積り出府いたし、其儘江戸に罷居、追て同人養品・取扱出府致ひ儀を申合ひニ同意いたし」<sup>15</sup>与兵衛取計ニ任願人之趣ニ仕成、辰五郎等一同、御奉行所ニ罷出、与兵衛ハ同國越生今市村喜兵衛宅におるて、滝野入村仲

右衛門と村内穢多辰五郎及口論いぢ事起り、喜兵衛外三人手荒之取扱いたしむを辰五郎遺恨ニ存、村内穢多万蔵外式人一同喜兵衛宅へ踏込及狼藉らわせ段、辰五郎等ニ詫為致いたずら様、右村役人共申談のべハ、取計方も有之べく處、喜兵衛仕成も不宜ふさわしく、其儘ニ捨置、右故穢多共越生今市村市ば商之儀差留を請しを、却て喜兵衛等相手取及出訴だれ積り申合、辰五郎差添俱ニ出府いたしむ後、関東在ま御取締御出役手配之趣を以、村方ニ立入はい同國如意村弁之助其外之もの共を穢多共小屋に仲間共多人數打取籠かご由、右万蔵等出府之上申聞、其節穢多方吉外式人より弁之助等理不尽三茂吉小屋に踏込、家財等打破り及乱妨おそれ故、右駄之取計とく旨文通いたしむは穢多共不居之所業押包いため相違之儀認にん差越こし事之由乍承り、右書状之趣う以訴状之段取捨「彈左衛門方に立戻たかり」<sup>16</sup>セツ、村内は勿論最寄穢多とも大勢竹鎗・竹かんなを持、茂吉小屋に取廻在まをも乍及見、其分ニいたし置、辰五郎等喜兵衛対し及不法ふぽう次第、又は関東御取締御出役手先と乍弁、弁之助等取籠ニいたし儀は押隠し、越生今市村之もの共無謂市場商差留、其上弁之助其外之ものとも多人數得物を携、茂吉方ニ立入、居小屋戸障子諸道具等打破り様巧を以訴状取捨經、彈左衛門奥書取之、町奉行所へ出訴いたし、剩及徒党しゆとうとう穢多共、右之御出役衆に被召捕めい由及承りうけ節、猶又事実引違ひ、越生今市村のものども徒党いたし、又は穢多とも小屋ニ立入乱妨及狼藉らわせ段追訴いたし、三郎は無宿之身分行方まわ差支さしつ逆、

武州長瀬村番非人八兵衛小屋ニ罷在、其上同村穢多茂吉小屋同國如意村弁之助之ものとも踏込、右者關東御取締御出役之衆手配之由乍弁、弁之助等茂吉小屋立入及乱妨、家財等打破り之趣事実相違之儀、与兵衛方申遣しし書状認あて吳17」之様万吉之趣ニ申立罷在ま始末、一同不届至極ニ付、存命ニハ辰五郎・茂吉・万蔵ハ敵之上中追放、万吉は獄門、林藏は死罪、多小頭等御呼請めい節、是又万吉等任申身分押隠し、穢多林七拂、三郎は敵可被仰付處、一同病死いたしむ間、其旨可存段被仰渡たまつい、

「右之外先達而御吟味ニ付被召出めいし者共は、不揆之筋も無之御構無御座ま間、今般不罷出めいるものともには其旨最寄村役共とも可申通段被仰渡たまつい、

右被仰渡之趣、一同承知奉畏おそれ、若し相背そむハ、重科可被仰付たまつい、仍御請證文差上申まわい、如件、

久貞因幡守知行

武州入間郡長瀬村18

穢多

六文之丞

菊次郎  
穢五郎

穢多驅騷動記(仲村)

權次郎伴 辰五郎伴 長五郎伴 半。半威伴 同人次第 寅松伴 仙之助伴 万吉伴 同人次男 由左衛門伴 米次郎伴 文太郎伴 右文太郎弟 " " " " " " " "

榮幸音留重六定常乙喜駒辰勇富久文定勇由貝重倉忠仙之  
次五五五五十次五次太太衛門藏助吉七助  
郎七郎郎<sub>20</sub>郎助郎吉八郎郎郎郎八<sub>19</sub>郎藏助吉七助

直喜市富宇久平惣佐徳文吉藤万清仲右銅文榮太兵茂母  
四五之次五五五五次右衛門同人親類  
藏郎郎藏助郎藏郎七藏郎<sub>21</sub>吉郎吉松七吉衛  
鍊市ま  
五五  
郎郎き

右大和守預分 同領坂戸村 右重右衛門伴	穂多嘉七 岩五郎 文吉
次 幸 之 助	清源右衛門 五右衛門 吉 <sup>23</sup> 郎
次 清 五 吉	郎万 右衛門太 門郎
" " " "	富五郎 佐兵七衛
	<small>重右衛門代</small> <small>穂多小頭</small>
	松平大和守預分 同郡豊田本村 土屋膳右衛門知行 同郡中野村 <sup>22</sup>
	穂多万 藏
	<small>藤八伴</small> <small>作右衛門伴</small> <small>庄藏伴</small>
	○野田ナル可シ 同領野村 松平十左衛門知行 同國高麗郡女影村
穂多 八百吉	喜之助 <sup>24</sup> 権四郎 豊吉 濑五郎 鍛五郎 蔵吉
七三 五次 郎 <sup>25</sup>	德清熊喜 五郎 八郎

穢多驅騷動記(仲村)

御奉行所

彈左衛門<sup>29</sup>

越生今市村 金子屋藤次郎

原書三十九葉、誤書多くして判読の處多し、猶疑問ニ屬せる者ハ、字右ニ小箇点を附して以て併日<sup>(他)</sup>の校正を待つ、文理太甚譲下らざる處多き濫ニ訂正を加えず、此書川角村市場山崎一平の舊藏なり、大正十二年五月廿六日盜難慾暗き時写ス

大得子童氏識<sup>30</sup>

長瀬宮寺本ノ附錄ヲ爰ニ臘載ス

大正十三年二月廿九日夜

落し出し

有鄙<sup>カナ</sup>郷村之者拾四五人出合い道を作りし折から、宰領役人より休を出しけれハ、人足之もの直様鍬を投棄て、手々に芝を折て樹を見たてゝ休らい、爰にて謎を懸たり、繩付の囚人三十六人とかけて何と解と云けれハ、それか我く身分にて解る物か、夫を解くと此方が囚人ならア、そばに居た人、そんなのがれた謎を考て解事はねへ、ながせく、

右騒動ニ付、彈左衛門 開門、預人喜兵衛 百日手鎖宿預ケ、弁之助・千吉同断、右穢多辰五郎・茂吉・万蔵ハ敵之上中追放、萬吉ハ獄門、林藏ハ死罪、貞右衛門・長吉・哥五郎・九右

衛門ハ重追放、三郎義ハ敲、右之者共存命ニハ可申付處、一同病死致じいニ付、其旨可存段仰渡シ、右之外先達て御吟味ニ付被召出ル者ハ不埒の筋も無之、御構無御座イ間、今般不罷出者共ヘハ其旨最審村役人共より可申通段被仰渡、右被渡ル趣、一同承知奉畏い。且過料錢ハ築山茂左衛門様へ可相納旨仰、是又承知奉畏い。若相背ハシ重科ニ可被仰付シ、仍て御請證文申処如件

巳四月五日

御奉行所

跡部能登守様

中坊駿河守様

久須美佐渡守様

文老人  
月

—32 —31

## 瀬 匠 三 稿

## 匪徒最期表

天保十四年八月、長瀬東部落ノ匪徒敗レテ捕ヘラル、ヤ、皆之ヲ越生ニ集収ス、其數約二百五十ノ多キニ達セリ、各戸ノ空部屋ヲ徵發シテ仮監禁所トシ、白鉢巻白襟ノ人夫數百人之ヲ護衛シタリ、然シテ八州官ハ寄場大惣代ノ宅舎ヲ仮役所ニ宛テ、爰ニテ吟味取調アル、「殆ト一句其罪輕キ者ハ概不直ニ釈放セラレ、其重キ者九十七人ヲ裁定シ、之ヲ江戸ニ送クツテ獄ニ投ス、勘定奉行ノ裁判數閱月、弘化二年四月ニ及ンテ其罪終ニ決定シ、所謂裁許状ノ發表アリタリキ、然ルニ此際ニ及テハ、既ニ囚人ノ生存セルモノ殊ント無ク、其多クハ獄中ニ在テ、其取調ノ濟次第二日ヲ追て病死シ盡シタルノ観アリ、蓋シ當時ハ」之ヲ牢死ト唱ヘテ、即チ一ノ刑名ニ匹ス可キモノニシテ世人敢之ヲ怪マザリシ也、然シテ司獄ノ法ニ於テハ、此未決囚中ニ棄死セシメラル、ヲ、之ヲ御慈悲ト稱シテ永ラクノ苦痛ヲ免レ、且ツ未タ罪ト成ラザルノ故ヲ以テ、郷里ニ帰葬ヲ許サル等ノ事アルヲ特典トシテ取扱ハレタルモノナリト聞ケリ、因テ匪徒九十七囚中牢死セル者殆ント六十人ニ及ブ、其最後ノ悲惨アリトハ云ヘ、口憫然タラサルヲ得ンヤ、爰ニ最後表ヲ作ル、表中ノ欄ニ列記セル囚人ノ名ハ、穢多驅騷動記ノ後編タル御裁許寫ヲ標準ト為シタリ、然ルニ誤書ハ轉載ノ數々ナル誤謬尤甚シクシテ準拠シ難キ處多シト雖共、他ニ良本ナキヲ以テ今姑ラク之ヲ用タリ、

行間イ字ヲ冠ラセテ並ヘ記スルハ專ラ瀬匪小記ニ拠ル、其出牢、帰村、「牢死等ノ記入モ一々同書ヨリ出ツ、最上欄ノ罪名、次欄ノ罪状概目ハ御裁許寫ニ拠ル、御裁許書ニ囚人皆地名ヲ挙ゲズ、是レ編者力推定以テ掲録シタル所タリ、

帰村被差許ノ人名ハ某村某外幾人トアルヲ以テ、悉ク推定スル能ハス、

帰村被差許タルモノニシテ死者<sup>後ニヲ出ス</sup>アリ、是レ病死ナル可シトハ想<sup>亦卒ニ准スルモノニシテ</sup>、<sup>ニシテ其牢死ニ比スレハ罪</sup>フモ、然レ共執レモ日ヲ同フシテ多クノ死者ヲ出スニ由レハ、<sup>斃ル、モノニシテ其牢死ニ比スレハ罪</sup>或ハ一旦ノ仮出牢ト成リタルモ再ヒ喚ヒ喚シテ吟味セラレ、復獄中ノ人ト為ツテ牢死セシメラレタルモノナルカハ自今不明ノ事ニ屬ス、由テ之ヲ記スルニ單ニ死ノ一字ヲ下シタリ、

人名ノ上ニ△点ヲ附シタルハ、御裁許寫ニ在ラザリシ者、瀬匪小記ニ由テ補記ス、蓋シ御裁許寫<sup>書ノ體寫ニ</sup>ニ筆者カ脱落セシモノト認メラル、<sup>一</sup>  
<sup>朱点及朱書ハ瀬匪小記ニ拠テ校合セシモノナリ、</sup>

大正十三年六月十二日梅雨如烟窓下ニ於テ

大德子龍 識

—4—

(註 死者アリ……不明ノ事ニ屬ス、まで抹消)

										手鎖	戸敵ノ上追拂里江四方十
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	辰五郎ヲ教唆シタル其暴行ヲ助ケタル	
喜十郎ト共ニ糧食供給ニ当リタル	"	"	"	"	"	"	"	"	タル出役ヲ監禁シ竹槍等ヲ携テ屯集監視ニ当リ	ニ為シタメル富士太郎ト共ニシテ撤熱湯ヲ以監視抹消ヲ	
					九月十一日出牢				九月十一日出牢		九月十一日出牢
					九月十七日牢死				九月十七日牢死		九月十七日牢死
未定	全	全	全	全	全	全	全	全	全		長瀬
勇太郎	由右衛門	貝藏	重助	倉吉	忠七	仙助	磯五郎	菊次郎	文太郎	文之丞	
—5											

穢多驅騷動記(仲村)

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	手鎖
"	"			出役ヲ監視シタルテ屯集シタル勇太郎ト共ニ糧食ノ供給ニ奔走シタル	"	"	出役ヲ監禁シ竹檜等ヲ携ヘテ之カ監視トシ	文太郎ト共ニ攝撫然湯ヲ以テ防禦ニ力メタ	"	"	出役ヲ監禁シ竹檜等ヲ携ヘテ之カ監視トシ
被許郎外八月廿四九入日留村五	九月十七日宰死							九月十六日宰死			
全	企	全	全	全	長瀬	全	全	全	全	長瀬	貞七
留五郎	(半□倍)	重次郎	定五郎	音五郎	喜十郎	駒次郎	辰五郎	富士太郎	文八	定七	
		(半藤伴重五郎)	(寅吉郎)	(由右衛門伴)	(方吉伴)八郎	(半次郎次男)郎	(半次郎次男)郎	(文太郎伴)郎			
	—6							彦五郎ナリ			

手 鎖	召 小手 頭 放役鎖		"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	タルニ 暴勵華 ニ參加シ万吉・林藏ノ意ヲ受テ屯在シ					"	"	"	"	"	"
全 上	八月廿九日帰村 重左衛門外二人										
			十一月廿八日牢死	閏九月十五日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死
全	(即安生老) 豊田		全	全	全	全	全	全	全	全	全
藤 吉 又藤七	小重 左頭 衛門		△豊 吉	△清 藏	△幸 (辰五郎親)七	△六 (寅松次男)助	新 次郎	八 五郎	寅 松	忠 藏	
一 7	又重右衛門		"	江戸ニテ被捕	"	"	"	"	"	"	"

穢多驅騷動記(仲村)

											手鎖
"	"			"	"	"	"	"	"	"	シタニ参加シ万吉 林蔵ノ意ヲ受ケテ屯在
"	"			"	"	"	"	"	"	"	
九月十七日牢死			八月廿九日歸村 (治之助)		九月十七日牢死	辰三月十日牢死		辰三月十日牢死	九月十七日牢死 (富之助)	九月十七日牢死	
女影?	女影		全	全	全	全	全	全	全	豊田	
熊 又熊五郎 蔵	喜 八		イ治之助 次 (重左衛門伴次之助) 郎	幸右衛門	清吉	源五郎	萬太郎 又万太郎	清次郎	清次郎	富之助 又富五郎 松	
 8					竹松ナリ アリ						



穢多驅騷動記(村村)

										手鎖	手鎖
"	"		"	"	"	"	"	"	"	タル 暴華ニ參加シ万吉・林歲ノ意ヲ受テ屯在シ	シタル (全交渉消) 暴華ノ意ヲ受ケテ屯在シ
	"		"	"	"	"	"	"	"	全上	八月廿九日帰村
九月十七日牢死	九月十七日牢死		九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	九月十七日牢死	辰二月十四日死	
全	下鹿山	全	全	全	全	全	全	全	全	小堤	
栄次郎	民藏	清吉	松右衛門	権次	イ太八	勘右衛門	勝右衛門	紋次郎	勝右衛門		
		(蘇吉伴)	(吉民衛伴)	(長右衛門伴) 権太郎	(孫七代) 八						
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

	"	"	"	"	"	手鎖	取放役	小頭役	"	"	
	"	"	"	"	"	"	"		"	"	
	八月廿九日帰村			許郎 八月廿九日喜被三外四人帰村	全上	全上	八月廿九日帰村			八月廿九日帰村	辰二月十四日死
			九月十七日牢死	辰二月十四日死					九月十七日牢死		
	全	全	全	全	全	全	松山		全	全	
	清 藏	利 右 衛 門	丑 五 郎	喜 <small>喜之助</small> 三郎	長 藏	源 左 衛 門	小 半 三 郎		安 右 衛 門	多 <small>又太吉</small> 七	大七
	11										

穢多驅騷動記(仲村)

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	手鎖
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	タルニ暴舉ニ参加万吉・林威ノ意ヲ受ケテ屯在シ
八月廿九日帰村			(外四人廿九日被許) 八月廿九日帰村	八月廿九日帰村	外二人帰村被許	八月廿九日瀧藏		全上	八月廿九日帰村		九月十七日牢死
	辰三月助死 九月十六日牢死										高坂 (本宿)
全	全	全	全	中小坂		全	全	全	全		秀 (小頭參右衛門)吉
源右衛門 (作右衛門伴)	喜三 (義八伴喜之助)郎	安太 (又安五郎)	権四郎	豊吉		此間八十吉等八人ヲ脱ス後藏	茂吉	初五郎	万吉		
12											

敲ノ上 中追放	叱	手鎖	押込	同	所拂	所拂	"	"	"	"
越生ニ於暴行シタル		無宿三郎ヲ留置タル	出役ヲ盜賊ナリト偽証シタル	"	暴舉ニ参加シ其防禦ノ參謀タル 呈出シタル後处分トシテ偽訴状ヲ		"	"	"	"
				全 上	九月十一日出牢	九月十四日牢死	九月十七日牢死	辰三月十日死	全	清
月 日牢死						和田	野田		全	(庄蔵)吉
長瀬?	全	全	長瀬	藤橋	二本木	長	八百吉			
辰五郎	八兵衛	市五郎	まき (茂吉親類)	熊吉	万藏	長藏	一			
1-13				々 被捕	押此兩人ハ後別送ノ大					

穢多驅騷動記(仲村)

同	同	同	中 敵 ノ 上	江 戸 拂	同	同	全	重 追 放	死 罪	獄 門	首謀者タル
詐偽ノ文書ヲ作成シ姓名ヲ詐リタル	外交及詐偽文書の提出シタルニ関セル町奉行所ニ詐偽ノ	自宅ヲ提供シタルニテ出役ヲ監視シタル、越生ニ	辰五郎ヲ教唆シテ署行ヲ助ケタル町奉行所	"	"	監護ニ参与シタル	"	"	"		
九月十六日牢死	九月十七日牢死	牢死十一月十五日	月 日牢死	九月十五日牢死	九月十七日牢死	牢死十一月廿八日	閏九月三日牢死	九月廿八日牢死	牢死閏九月十五日	十月廿四日牢死	
全	全	長瀬	長瀬?	女影?	全	全	全	全	全	長瀬	
無宿三郎	小与兵衛	茂吉	万蔵	辰五郎	九左衛門	歌五郎	長吉	定右衛門	林藏	万吉	江戸にて被捕
— 14	—			女影辰五郎	—	江戸にて被捕	—	—	—		

							手鑑		押込	配下ノ不取締ナル匪黨公安ヲ害シタル
同	同	同	同	同	同	同	シタルニ参加シ万吉・林蔵ノ意ヲ受ケテ屯在			
"	"	"	"	"	"	"	外八月廿九日市兵衛許			
八月廿九日帰村	八月廿九日帰村	八月廿九日帰村	八月廿九日帰村	八月廿九日帰村	八月廿九日帰村	全上	外八月廿九日市兵衛許			
同	同	同	同	同	同	月日牢死				
全	中小坂	全	坂戸	石波戸	(朱)坂戸	同	和田	高坂	江戸	
瀧藏	鎌五郎	文吉	岩五郎	龜吉	権藏	市兵衛	八十吉	八百吉	弾左衛門	
又清藏	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

「八十吉」より「鎌五郎」までの欄上に「前々紙ノ高坂瀧藏ト中小坂豊吉ノ間ニ在ルモノ」という註が横書きしてある。(仲村)

穢多驅騷動記(仲村)

										叱
										警援 附加賛同シタル
	出帰 牢村合 五四人 十三人 三人									
	牢死 四十九人									
			全	全	全	長瀬	△中小坂			
			(朱)	(朱)	(朱)	(朱)	(朱)	(朱)		
	計百十一人 (弾ヲ除ク)	弾左衛門 一百〇八人 中八人 △欠符	九十七 囚中 三人 △欠符	重 次 郎	栄 次 郎	音 五 郎	常 吉	清 藏	長瀬村穢多一同	
	—16									

天保十四年卯七月廿二日 長瀬辰五郎越生ニ於テ乱暴アリ、  
 今廿三日 辰五郎復乱入ス、  
 廿四日 為ニ寄場會議ハ開カレ大小惣代名主集議アリ、  
 廿五日 八州へ届出トナリ代表者出府シ辰五郎ノ捕状ヲ發セ  
 ラル、

八月二日

評定所ニ訴フ、

四日 八州手先等出張辰五郎等ヲ越生ニ召喚ス不出、

五日 手先弁之助等犯人逮捕トテ長瀬ヘ出張シ重囲ニ陷

六日 各部落參集四方ニ防禦工事ヲ急造ス、

七日 八州畠田錠之助越生ニ來着、直ニ彼ノ重立ヲ召喚シ  
 弁之助<sup>17</sup>等ノ還付ヲ諭シテ決行セシム、一行等還ル、

八日 九日? 八州園部團次郎來着

十日 匪徒全部ヲ越生ニ喰ズ、然シラ彼代表者至リ取調ヲ  
 受ク、

十一日 二百五十人ヲ發シテ長瀬部落ヲ包囲シ侵入十九ヲ捕

フ、

十二日 園部八州馬上ニテ人夫三百人鍛鉋三十五挺ヲ指揮シ  
 テ厚川・女影・入間川・中野・今井・藤橋ヲ廻リテ  
 逮捕シ、其夜扇町屋ニ一宿翌越生ニ還ル、

十三日 捕人大ニ越生ニ集マル、

富田八州上州ニ事アリテ去リ、代テ高橋三蔵来、取

調ヲ行フ、川越組ヨリ豊田・野田ノ捕者ヲ越生ニ護

ス、

十四日? 高橋八州石井寄場人足ヲ率テ、高坂・庚子・松山・  
 石波戸方面ノ逮捕ニ従フ、於是越生ニアル囚人二百  
 四十ヲ數フ、中山大川越ヨリ又第二回ノ捕囚ヲ送リ  
 来ル、於是囚人越生ニ在ル者二百四十ヲ以テ數フ、  
 八州中山誠一郎・大熊左助來着、會議ノ上更三十五  
 六ヶ村ノ人夫鍛鉋百一挺ヲ徵發シテ警戒ニ従フ、中  
 山・大熊日々取調ヲ開運ス、皆園部八州ハ高坂・小  
 前田・和田方面ノ廻捕ニ向ヒ、大熊八州ハ下小坂・  
 柏原・下廣谷・二木木<sup>本</sup>方面ノ廻捕ニ向フ、

十五日 八州駒崎靜助來着、

十六日 八州中山誠一郎・大熊左助來着、會議ノ上更三十五  
 六ヶ村ノ人夫鍛鉋百一挺ヲ徵發シテ警戒ニ従フ、中  
 山・大熊日々取調ヲ開運ス、皆園部八州ハ高坂・小  
 前田・和田方面ノ廻捕ニ向ヒ、大熊八州ハ下小坂・  
 柏原・下廣谷・二木木<sup>本</sup>方面ノ廻捕ニ向フ、

十七日 八州駒崎靜助來着、

廿一日 中山八州江戸ニ還ル、

廿三日? 取調了、村預トナルモノ凡百三十九人、

廿四日 囚人九十七名江戸ニ護送ス可ク早朝出発、護送者合  
 テ凡七百人松山ニ出、鴻巣ヲ径テ桶川ニ一宿ス、

廿五日 一宿<sup>入府</sup>浦和ニ午食シ其夜板橋ニ泊ス、

廿六日 四ツ時入府直勤定奉行所ニ到着ノ届アリ、<sup>18</sup>

同日 七ツ半時開運、奉行跡部能登守ノ調アリ、夜七半時  
 閉運、

廿七日 甘人ヤ<sup>ト</sup>記セルモ廿七ラシ留役増田作右衛門調官タリ、夜八時迄、  
 調官全人、

穢多驅騷動記(仲村)

廿九日 調官全(夜九時入連、イナルモ)夜九ツ半時閉連、  
此日 豊田 治之助○牢死  
イ安生老治之助聞九月九日死ト為ス  
此日捌ありて帰村ヲ許サル、モノ凡四十三人、  
此後日ニ取調アリテ  
治之助、豊吉、歌次郎、万吉、林藏、清吉等ノ牢死  
ハイニ拠ル正トス可シ、  
九月二日 調アリ、和田長蔵調アリ、  
此日 長瀬(中坂ナラン)、  
イ長セ、豊吉、歌次郎十一月廿八日死  
七日 長瀬(万吉、林藏、清吉)、  
イ清藏、林藏、閏九月十五日死ト為ス  
九月十一日夜五半時開連、奉行ノ捌アリテ長瀬ノ六之丞、菊次郎、庫吉、木木ノ万藏、藤橋ノ熊吉、出牢放免ト  
ナル、  
全十四日 和田ノ長蔵、病死、  
十五日 女影ノ辰次郎、牢死、  
十六日 中小坂ノ喜之助、清吉、安十郎、牢死、長瀬ノ富士太郎、無宿三郎、亦牢死、  
十七日 拘アリ釈放ノモノ多シ、下廣谷ノ八五郎、岩藏、下鹿山ノ民藏、榮次郎、安右衛門、野田ノ八百吉、松山ノ丑五郎、利右衛門、小堤ノ松右衛門、權次郎、  
勘左衛門、清吉、高阪ノ秀吉、豊田ノ萬十郎、清吉、源五郎、清次郎、富之助、徳次郎、熊藏、清八、牢死、  
長瀬ノ新次郎、又七郎、忠藏、忠七、八五郎、寅松、六助、幸七、重次郎、与八兵衛、九右衛門、中小坂安一郎、重復ス或ヘ下廣谷龜五郎亦牢死ト為ル、  
調官 留役増田作右衛門、  
全十九日 貞右衛門、牢死、  
閏九月三日長吉、牢死、  
全月九日 豊田ノ治之助、牢死、  
全十五日 長瀬、萬吉、林藏、牢死、  
十月 手鎖改アリ、  
十月廿四日長瀬萬吉、下廣谷尊助、金五郎、病死、  
十一月十五日長瀬茂吉、牢死、  
廿八日 長瀬萬吉、歌次郎、牢死、  
極月廿七日手鎖改アリ、  
翌天保辰年正月十七日手鎖改、此頃ノ調官奉行ハ中坊駿河守ナリ  
二月十四日下鹿山太七、松山喜三郎、長蔵、小堤紋次郎、病死、  
三月十日 小坂清吉、喜之助、豊田ノ万太郎、源五郎等死、  
五月十四日捌アリ死残ノ穢多共彈左衛門へ引渡、残切天窓ト為、所追放ニ處セラル、

料 六月十六日係官増田作右衛門、過料金納付済トナリテ事件終

結

翌々日年弘化二年四月五日 判決申渡アリ。

奉行久須美佐渡守<sup>23</sup>

(註24・25・26)の各頁には罪状判決の詳細を記し、これを抹消した  
る形跡あれども、前記の表と全く同じきをもつて省略す。仲村)

匪状 遺聞 余少時 評テ古老ニ聞けるものゝ中忘れ得ざりしもの  
をコヽニ

今ハ何れの処に當るやを知らされど、其當時穢多村の入口、即ち越生毛呂より向ふる可き本道の正面ニ大なる楓樹あり、其上ニ望樓を設け、其処ニ大鼓を置き立番を置きて晝夜交之を警戒し、毛呂方面より來襲すれば大鼓を亂敲して之を警報することと成し、竹矢来木柵を以て部落の要処を防禦工事を施し、柵門の出入必ず立番の許可を得て通行する等頗る尽せりと、是れ尾張藩の浪士にて女影部落の小寺ニ隠れて彼等の児童ニ故ある手習師匠ありて、日頃自ら専學者を以て讀みしと/or之れか<sup>27</sup>、暴發の参謀ニ從事したるなりとの遺聞あるも、之を野乘に徵すれハ更ニ其影たになく、又夫れらしき記事も見えず、唯長瀬の犯人中ニ村預と成りしモノニ法昌の名あり、又裁許状及騒動記にも無宿三郎の名見ゆるも、孰れも彼浪士某とハ認め難し、又遺聞はハ浪士も一旦捕へられて調官ニ、そなたも武士の流れとして何故に斯かる濁沼ニ陥りたるそ、と痛く嘲笑せられたりとまで

談を傳へたれど……、

此暴挙も彼等に於て永らくの計画ニ屬して、イツカ事あればし、ドコニ勃発するも同盟凡て集まり、以て事を發せんと企図しつゝ有りたるものゝ如しと、故ニ辰巳<sup>長瀬</sup>が越生に暴行せし時なとも隨分理不尽の行動を取りて、誰か見ても悪む可き程の乱暴を取てし、以て強て事を起すを目的と為たる者なるへしと彼の意や寧ろ憐れむ可し、大ニ奮つて暴發迄も為して、終にハ折衝請判の上越生毛呂よりの対する多少の地位を高かめ、従前の待遇法を何分か良からしめんが目的なりしものゝ如し、左も有なん、

十月なりしか十一月なりしか、長瀬本拠ニ手入ありし際ニ脱走せる者<sup>28</sup>多く、三々五々小荷物を負ふて森戸の地を東ニ南に走る者ハ、サナガラ敗軍の落人然たる觀ありしと、最盛なりしハ越生ニ囚人を集めた時、之を警固する村々の人、是ハ皆一様ニ白鉢巻白襟是仕度ありて、各村別々高張押立てゝ意氣揚る有様ハ壯観なりしと、八州前着の二人ニ富田鏡之助ハ已ニ老年ニ近く、園部團次郎ハ新進気鋭の士にて、富田ハ匪徒ニ對する柔順穩和を表いつゝあるニ、園部ハ一氣呵成の大捕縛ヲ断行する等両々中々の見物ナリシト、

園部團次郎が馬上ニ指揮を取りテ數百人の人夫を駆つて廻行する姿ハ、一廉の大将然として面白相ニ快活ニ從事シアリタリト、<sup>29</sup>

穢多驅騷動記(仲村)

宮寺清吉の談、『本村と彼部落トハ堺ニ流水ヲ以テ境ヘリ、通スルニ一橋アリ、此橋ノ此方ニ一商店アリ、屋ト名ツク、其前岸ニ如何サマ巨大ナル楓ラシキ切株アリテ根部ヲ存シタリシカ、一年許前の水脹ニ此根株頽レテ流中ニ陥リ、永ク邪魔ニサレツ、有リタルカ、夫モ今ハ無シ、其他ノ方面ニ老楓樹アリタル話モ聞カス、隨テ其跡ラシキモノヲモ見受ケタル』ナシ

拠ツテ案スルニ本村ヨリ部落ニ通スル小橋アル処、即チ古来ノ本道ナル可ケレハ、其記ニ大手タル可き本道ノ要点にアル大楓ノ樹上ニ矢倉ヲ假造シテ云々ノ其望楼ノ跡ハ、□商店前ノ楓根アリシトコロ是ナラント想定スベク、余研究數年ノ不明、初メテ祝ク「ヲ得タランカ、然レ共其断定ハ実地踏査ノ上ナラザル可ラザルナリ、」<sup>30</sup>

先ニ宮寺清吉ノ談ニ聴キタリシハ何レツナルヤ、

其後毛呂行ノ際ニ長瀬ニ出デ、水平村トノ境ナル小流ノ上リヲ過ギテ土地ノ人ニ清談の古カブノアルヤヲ問フ、傍人指シ示シテ二町許リ下流ニ岸ニ傍リテ古キ樹根ノ骸骨的ナルモノ重タゲニ半ハ沙中ニ埋マルアリテ、ソレヲ嘗ツテ此岸某商店前ノ此岸ニ在リタルヲ、數年前ノ洪水ニ根コジ去ツテ漂流セシナリト云ヘタレハ、是レソノ目的ノ大樹の根株ナラント想定セラルゝヲ得ベシ、然シテ此道ハ爰毛呂方面ヨリノ本道ニシテ、其元古根アリシ云トフ処ノ橋ヲ渡ツテ水平村ニ入ルノ大手口ト見ラル、ナリ、又踏査ノ日ヲ忘ル、後日記ス、

踏査ヲ日誌ニ依テ調べタルモ不明ナリ、<sup>大正十五年</sup>七月三日カ十月廿一日ナラント思フガ、概々前者ナル可シ、而シテ清話ハ其前ニ來リシ時ナル可シ、(全年一月廿八日頃)<sup>31</sup>

(32・33の頁には、高橋貞樹著「特殊部落史」第六版の第七章徳川時代に於ける穢多非人の制度(下)ノ五ノ一節の筆写あれども、これを省略す。仲村)

九梅日誌 天保十四年

八月六日晴 近日暑威厳峻、越生今市人長瀬穢多齟齬を生せし由、三日の事か、

六日 長瀬村穢多騒、八州改革富田丈之助手先の者共今市

宿上野村の捕手廿九人を押取籠、穢多共着到八百八人と注ざる所だ、篝・高提灯・鎗・鉄砲嚴重に相構、穢多村の口々相固め、大将分ハ將几にかかり、さも一廉の一揆を成すとなり、

七日晴 今夜より獅子舞稽古始、人群れハ穢多一揆の談ならざるなし、

八日晴 越生ヘ富田丈之介出張、穢多共喚び出し世人の者取戻し調へ為す、<sup>不明</sup>

九日晴 長瀬穢多共妻子引連四十余軒の者各出奔致し疇などあり、

十一日晴 今日園部□□し足人引連、諸方穢多共捕□行、當村掠四五百人隊を成して行けり、女影へ嚮ふとの事、

十二日晴 穢多の談盛なり、<sup>33</sup>—